

令和4年第2回定例会

河津町議会会議録

令和4年 6月7日 開会

令和4年 6月8日 閉会

河津町議会

令和四年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和四年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和4年河津町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	8
○一般質問	13
桑原 猛 君	14
渡邊 弘 君	28
大川 良樹 君	45
遠藤 嘉規 君	58
○散会の宣告	70
○署名議員	71

第2号（6月8日）

○議事日程	73
○出席議員	73
○欠席議員	74
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	74
○事務局職員出席者	74
○開議の宣告	75

○議事日程の報告	75
○一般質問	75
渡 邊 昌 昭 君	75
○報告第 1 号の上程、説明、質疑	85
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議員派遣の件	118
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	118
○日程の追加	119
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○閉会の宣告	127
○署名議員	129
○議案等審議結果一覧	131

第 1 日

6 月 7 日（火曜日）

令和4年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年6月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 木村吉弘君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 川尻一仁君 |
| 企画調整課長 | 稲葉吉一君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康増進課長 | 臼井理治君 | 福祉介護課長 | 土屋勉君 |
| 産業振興課長 | 中村邦彦君 | 建設課長 | 山本博雄君 |
| 防災課長 | 村串信二君 | 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 |
| 教育委員会
事務局 局長 | 島崎和広君 | 会計管理者
兼 会計室長 | 鈴木亜弥君 |

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（上村和正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） これより令和4年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

3番、渡邊昌昭議員、4番、遠藤嘉規議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、6月2日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6月9日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

8日は、一般質問1名と報告案件、専決案件、条例案件、補正予算をお願いしたいと思います。

なお、9日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より9日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（上村和正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第2回定例会諸般の報告。

第2回定例会が開催されるに当たり、令和4年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

河津町議会議長職務。

5月20日、賀茂郡町議会議長会総会が西伊豆町で開催され、出席しました。

①令和3年度賀茂郡町議会議長会事業報告について。

②令和3年度賀茂郡町議会議長会決算認定について。

を協議しました。

同日、賀茂郡町議会議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

①令和4年度事業について。

②賀茂郡議会議員研修会について。

③議会運営上の諸問題について。

等を協議しました。

5月30日、全国町村議会議長会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長とともに出席しました。

5月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会理事会が静岡市で開催され、副議長が出席しました。

同日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、副議長が出席しました。

6月3日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が静岡市で開催され、出席しました。
静岡県町村議会議長会会長職務。

3月29日、富士山静岡空港利用促進協議会理事会が書面決議に付され、表決しました。

4月19日、静岡州市町村振興協会理事会が書面決議に付され、表決しました。

5月10日、全国町村議会議長会令和3年度決算監査が東京都で開催され、出席しました。

5月11日、全国町村議員会館理事会が東京都で開催され、出席しました。

同日、町村議会議員共済会理事会が東京都で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会議員互助会理事会が東京都で開催され、出席しました。

同日、一般財団法人全国町村議員会館臨時理事会が東京都で開催され、出席しました。

5月13日、静岡県日中友好協議会2022年度定期総会が静岡市で開催され、出席しました。

5月31日、全国町村議会議長会理事会が新潟市で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会議長会都道府県会長会が新潟市で開催され、出席しました。

同日、町村議会議員共済会代議員会が新潟市で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会議員互助会代議員会が新潟市で開催され、出席しました。

同日、一般財団法人全国町村議員会館評議員会が新潟市で開催され、出席しました。

6月1日、全国町村議会議長会都道府県会長会視察が新潟市で開催され、出席しました。

6月5日、静岡県議会議員杉山盛雄時局講演会が沼津市で開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

4月21日、議員月例会を開催し、株式会社東海バスの担当者を講師に迎え、バスの運行状況等について研修を行いました。

5月17日、議員月例会を開催し、県職員を講師に迎え、静岡県公式防災アプリ「静岡県防災」の活用について研修を行いました。

5月27日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①防災行政無線のデジタル化について。

②（仮称）河津町地域子育て支援センターについて。

③子育て世帯生活支援特別給付金について。

④住民税非課税世帯等臨時特別給付金について。

の説明を受けました。

同日、議会全員協議会を開催し、第2回定例会の議案について町から説明を受け協議しました。

河津町議会改革調査特別委員会。

4月21日、河津町議会改革調査特別委員会を開催し、議会の情報発信や意見交換会の開催等について協議しました。

4月28日、河津町議会改革調査特別委員会を開催し、ホームページの拡充や議会報告会の開催等について協議しました。

5月17日、河津町議会改革調査特別委員会を開催し、議会報告会の内容等について協議しました。

5月24日、議会報告会を役場議場で開催し、議員定数の削減や令和3年度の議会の活動について報告したほか、「コロナ禍に思うこと」をテーマに参加者と意見交換を行いました。

5月27日、河津町議会改革調査特別委員会を開催し、議会報告会の反省点やホームページの拡充等について協議しました。

例月出納検査結果報告。

3月25日、令和4年2月分の出納検査報告書を受領しました。

4月26日、令和4年3月分の出納検査報告書を受領しました。

5月30日、令和4年4月分の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

6月2日、議会運営委員会を開催し、令和4年第2回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

3月25日、4月5日、4月12日、議会広報編集委員会を開催し、令和4年第1回町議会定

例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

6月2日、議会広報編集委員会を開催し、令和4年第2回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

3月24日、令和3年度第1回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

同日、令和3年度第2回学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び委員1名が出席しました。

3月29日、河津町文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

4月28日、第2常任委員会を開催し、5月期月例会の内容や研究テーマについて協議しました。

5月12日から13日、第1常任委員会において、NPO法人がんばらまいか佐久間、静岡県庁、西伊豆町を訪問し、公共交通や集落支援員制度、地域通貨事業等に関する視察研修を実施しました。

5月17日、第2常任委員会を開催し、今後の研究テーマについて協議しました。

5月23日、令和4年度第1回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び委員1名が出席しました。

5月27日、河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

6月2日、第1常任委員会を開催し、視察研修報告書の作成について協議しました。

3、一部事務組合について。

4月27日、下田地区消防組合議員研修会が開催され、組合議員が出席しました。

6月1日、東河環境センター議会全員協議会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

3月25日、交通安全対策委員会が開催され、出席しました。

4月3日、河津町消防団入団式が開催され、出席しました。

4月6日、「春の全国交通安全運動」街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

5月9日、令和4年度下田警察署管内防犯協会総会が下田市で開催され、出席しました。

同日、令和3年度伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟

会会計決算監査が下田市で開催され、出席しました。

5月17日、令和4年度河津町商工会通常総会が開催され、出席しました。

5月21日、第83回黒船祭記念式典が下田市で開催され、出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（上村和正君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たりまして、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。職員の人事異動について申し上げます。

4月1日付で、44名の人事異動を発令いたしました。令和3年度の退職者は6名で、その補充のため、一般事務職員4名を新規採用いたしました。昨年度に引き続き、人事交流事業によりまして、職員1名を静岡県庁に派遣し、静岡県から職員1名を受け入れております。また、東河環境センターし尿処理施設の大規模改修に伴い、静岡県から技術職員を派遣していただいております。

一般社団法人美しい伊豆創造センターは、4月から伊豆半島ジオパーク推進協議会を統合し、新体制となり、職員1名を派遣しました。

機構改革では、新しい時代に対応した住民サービスの強化と交流人口の増加を図るため、健康福祉課を健康増進課と福祉介護課に分課し、企画調整課の広報秘書係を秘書交流係に変更いたしました。

本定例会に、人事異動に伴う職員給与費の科目変更等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

山脇学園所有地取得について申し上げます。

4月9日付で土地売買契約を締結し、4月28日に所有権移転登記が完了いたしました。

河津桜保護育成に関する寄附金の受領について申し上げます。

3月23日に河津温泉旅館組合から河津桜保護育成に役立ててほしいと寄附の申出があり、153万7,703円の寄附金を採納し、さくら振興基金に積み立てました。この場をお借りしまし

て、お礼申し上げます。

河津バガテル公園指定管理者選定業務について申し上げます。

令和5年度からの民間事業者による指定管理業務委託を目指し公募を行ったところ、現地説明会へ6事業者の参加をいただきました。今後、6月13日の指定管理者選定委員会にてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、6月下旬までに選定結果を決定する予定です。引き続き公園再生に向け尽力してまいります。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金について申し上げます。

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を本年2月から実施しており、5月31日現在、898世帯、8,980万円を給付しております。国では、新たに令和4年度から住民税非課税となった世帯及び令和4年1月以降にコロナ禍における原油価格・物価高騰などの影響により家計急変のあった世帯で、本給付金が支給済みでない世帯に10万円を給付するとの追加変更がなされました。これにより、6月下旬から対象と見込まれる方に案内等を発送し、給付業務を進めてまいります。

なお、給付に伴う経費について本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

地域おこし協力隊事業について申し上げます。

今年度新たにスポーツ推進分野を主に担当する相羽勇仁隊員が加わり、3名体制でスタートしました。また、昨年度末で地域おこし協力隊を卒業した2名の方は本町に残り、輿水光樹氏は町内事業所で移住定住促進業務に、越尾みゆ氏は町産業振興課で鳥獣害対策業務に従事されており、本町の発展に尽力いただいているところであります。

コミュニティ助成事業について申し上げます。

一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業について、谷津区が一般コミュニティ事業として採択されました。本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

町政地区懇談会について申し上げます。

6月1日に令和4年度当初予算の概要を町内回覧で配布しました。町民の皆様には予算の内容をお知らせし、町政へのご理解をいただくとともに、まちづくりの議論や地域活動のきっかけにしていきたいと考えております。

なお、情報公開と町民参加のまちづくりを推進するために、町政地区懇談会を秋頃に開催したいと考えております。

消防団関係について申し上げます。

消防団入団式が4月3日に河津中学校体育館で行われ、10人の新再入団員が稲葉克己団長から辞令を受けました。

5月8日には、陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊の協力を得て、今後の出水期を想定した水防訓練を役場駐車場にて56名の参加で実施いたしました。町民の皆様には、引き続き消防団活動についてご理解とご協力をお願いいたします。

土砂災害・全国防災訓練について申し上げます。

6月は土砂災害防止月間となっており、期間中の第1日曜日に、各市町においてモデル地区を選定し、防災訓練を実施しております。当町では、6月5日に泉奥原公民館において、下田土木事務所協力の下、土砂災害防止に関する出前講座を開催し、泉奥原区民12名に参加いただきました。当日の会場手配等、区長をはじめ関係者の皆様のご協力にお礼を申し上げます。

町税の収納状況について申し上げます。

4月末現在の町税収納につきましては、令和3年度現年度分収入額9億4,531万8,000円、滞納繰越分収入額1,954万3,000円、全体では収入額9億6,486万1,000円、徴収率は94.62%で、前年度より1.20ポイント増加しております。

国民健康保険税につきましては、令和3年度現年度分収入額1億9,020万9,000円、滞納繰越分収入額912万3,000円、全体では収入額1億9,933万2,000円、徴収率は90.70%で、前年度より0.46ポイント減少しております。

賀茂地域全域における収納対策として、1市5町による賀茂地方税債権整理回収協議会での共同徴収に引き続き取り組み、滞納額縮減を進めております。

さらに、徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管しており、令和3年度は10件、515万3,000円を移管し、4月末現在で徴収金額482万1,000円、徴収率は93.56%で、8件が完納となっております。

新型コロナウイルス感染症における保険税等減免措置について申し上げます。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年と比べて収入が30%以上減少した世帯について、保険税等を減免しました。

国民健康保険税は、申請件数10件、減免額136万7,000円、介護保険料は、申請件数4件、減免額31万8,700円となりました。後期高齢者医療保険料は、申請件数1件、減免額6万300円の申請を県後期高齢者医療広域連合へ進達しました。

家庭系可燃ごみ処理有料化に伴うごみ袋の取扱いについて申し上げます。

4月から開始した家庭系可燃ごみ処理有料化に伴い、ボランティア清掃をされる方の負担軽減のため、ボランティア清掃ごみ袋を作成いたしました。この袋は、清潔で快適な地域環境を維持するため、道路、公園、その他の公共の場において、団体及び個人が行うボランティア清掃に対して交付をします。ぜひご利用ください。

また、旧町指定可燃ごみ袋の買戻しを6月30日まで行っております。10枚入りを1組として、同一サイズ10組以上から受け付けとなっておりますので、お持ちの方は早めの申請をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン追加接種事業について申し上げます。

追加接種事業は、65歳以上の方の3回目の集団接種を2月14日から3月25日まで行いました。引き続き、18歳以上64歳以下の集団接種を4月23日まで行い、12歳以上17歳以下の方を加えた接種を5月14日、21日に行いました。12歳以上の方で3回目の接種完了者数は、5月末現在で5,037人、対象者の79.1%が接種しております。

今後、60歳以上の方、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方を対象とした4回目の集団接種を7月中旬頃から予定しております。通知、回覧等でお知らせしますので、積極的な接種をお願いいたします。

子育て支援施設建設事業について申し上げます。

子育て支援施設建設工事は、令和4年7月までの工期としておりましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、予定より資機材の調達の遅れや鉄骨加工の技術者が不足し、工期内の完了が困難となったため、9月末まで再度工期を延長し、11月の開館を目指してまいります。開館が遅れることにより利用を希望されている方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

子育て世帯生活支援特別給付金について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給します。対象者の多くは申請不要で支給できる見込みとなっております。6月下旬から対象と見込まれる方へ案内の発送や町ホームページ等を活用した告知を行い、給付業務を進めてまいります。

なお、給付に伴う経費については、本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応経済対策事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している町内経済を循環させるため、経済対策事業として河津町商工会が主体となり、50%のプレミアムのついた河津応援プレミアム商品券の予約を5月30日から6月2日まで受け付けました。予約申込額はプレミアム分を含め総額9,000万円となっております。

また、20%のプレミアムのついたプレミアム工事券の予約を6月21日から23日まで受け付けます。プレミアムを含めた出回り金額は4,800万円となっております。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

河津下田道路（Ⅱ期）区間につきましては、令和4年度中の開通に向け急ピッチで工事が進められております。また、今後の工事内容についての説明会を5月24日に西小学校体育館、5月26日に逆川公民館において実施いたしました。工事中は地権者をはじめ、近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

町水道料金改定について申し上げます。

4月から、昭和58年以来となる水道使用料金の改定を行いました。対象は、家庭用・事業用を問わず町水道給水契約者で、6月検針分から新料金となります。新しい料金表については、町ホームページに掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

なお、今回の料金改定で、町民の皆様をお願いする手続は一切ありません。料金改定に関する不審な電話等には十分注意いただくようお願いいたします。

町民体育大会について申し上げます。

3月の行政連絡委員会にて、各地区へ町民体育大会開催意向調査をお願いし、回答を取りまとめた結果、少子高齢化や人口減少により参加者を集めることが困難との意見が多く、地区の現状を勘案し、令和4年度から町民体育大会を閉会といたします。

また、町民体育大会が閉会となったことから、地区体育推進委員の選出については、今年度から廃止とさせていただきます。

町民体育大会の運営に長年ご協力をいただき、ありがとうございました。今後は個人参加型の代替事業を計画していく予定でございます。

主な入札結果について申し上げます。

3月18日に実施した河津町立文化の家長寿命化事業に伴う改修工事は、東海建設株式会社が落札し、4,070万円で契約しました。この事業は、文化の家の長寿命化を図るための屋根の塗り替え、空調設備の改修、外壁クラック補修等を実施するものです。

5月24日に実施した河津町スクールバス購入その1は、株式会社伊豆バスが落札し、

2,356万2,000円で仮契約しました。この事業は、令和5年4月に開校する統合小学校児童通学用スクールバスを3台購入するものです。

5月25日に実施した町道鍛冶屋沢線舗装補修工事は、丸三工業株式会社が落札し、3,179万円で契約を締結しました。この事業は、老朽化した町道鍛冶屋沢線の舗装打ち換えを約174メートル実施するものです。

同日に実施した町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事は、東海建設株式会社と随意契約し、6,468万円で仮契約しました。この事業は、橋梁点検で判定Ⅲが出たものについて計画的に補修工事を実施するものです。また、本橋については、併せて耐震補強工事も実施いたします。

入札結果につきましては、別紙をご覧ください。

報告は以上のとおりでございます。

新型コロナウイルスの今後の状況が心配されますが、一日も早い経済活動の回復に向けて、感染対策に万全を期した上で、各種事業に取り組んでいきたいと考えております。今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いしまして、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（上村和正君） これで町長の行政報告を終わります。

午前10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第5、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

2番、桑原猛議員、9番、渡邊弘議員、1番、大川良樹議員、4番、遠藤嘉規議員、3番、渡邊昌昭議員。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（上村和正君） それでは、2番、桑原猛議員の一般質問を許します。

2番、桑原猛議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） おはようございます。

2番、桑原猛です。

令和4年第2回定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問いたします。

今回、私の質問は、1、カーボンニュートラルについて、2件目、自由学習室「宿題ルーム」について、3件目、統合後の空き校舎等の活用について、以上3件です。町長及び担当課長の答弁を求めます。

まず、1件目のカーボンニュートラルについてお伺いします。

2020年10月、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。近頃の報道では、SDGs目標7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」と、目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」への取組と併せ、頻繁に取り上げられております。

我が町では、第3次河津町地球温暖化対策実行計画事務事業編が3月に策定されました。国による指標の2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに2050年には温室効果ガス排出量と森林管理による吸収量を差し引いて、実質ゼロのカーボンニュートラルの取組に積極的に取り組んでいる状況であります。

そこで質問ですが、今回作成された実行計画に基づき、今年度の具体的に実施する取組はどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員のカーボンニュートラルについて、1問目は、今年度の具体的に実施する取組はということでお尋ねですので、お答えいたします。

先ほど議員から説明があったように、2021年（令和3年）10月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画を受けまして、地方公共団体実施計画による取組を目標に掲げた計画でありまして、議員がお尋ねのように、本年3月に第3次河津町の地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定したところでございます。この計画期間は、2031年度（令和13年度）までの10年間としまして、5年後に見直しを予定しております。これまで地球温暖化対策推進法に基づきまして、2001年（平成13年）3月に、河津町地球温暖化対策実行計画、2010年（平成22年）3月に、第2次河津町地球温暖化対策実行計画を策定して取り組んできたところでございます。

主な事業としては、公共施設への設備導入事業、また太陽光発電事業や小水力発電事業、電気自動車急速充電器設置事業、広域によるごみ処理施設の改修事業なども行ってまいりました。現状の地球温暖化対策につきましては、世界各国の共通課題でありまして、国においても2050年にはカーボンニュートラルを目指しておりまして、本町としても第5次総合計画や都市計画、過疎計画などでも今後の取組を課題として考えております。

今後の目標数値ですとか内容については、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、今後の目標数値や取組の内容についてお答えします。

河津町の今後の目標数値は、国が掲げている2050年度（令和32年度）までに温室効果ガス排出量実質ゼロ、カーボンニュートラルの目標に準じて設定しています。2026年度（令和8年度）を目標年度とした短期目標と2031年度（令和13年度）を目標年度とした中期目標の2つを設けておりまして、温室効果ガス排出量について、基準年度である2013年度（平成25年度）と比較して、短期目標で35%削減、中期目標で49%削減という目標を立てております。

温室効果ガス排出量は、算定式に当てはめて算出します。河津町の事務事業において排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素でありまして、この算定に特に影響しているのは電気の使用量となっております。河津町の事務事業においては、電気の使用量を削減することが重要となります。次に、ガソリンの使用の順となっております。

電気、ガソリン等の使用量の削減目標は、直近の2020年度（令和2年度）と比較して、短

期目標で7%削減、中期目標で15%削減という目標を立てております。この目標をクリアするための取組について、計画の中で具体的に定めてありまして、冷暖房とか照明、OA機器等の使用時の取組といった従来からの取組のほか、太陽光発電等の再生エネルギーを積極的に取り入れることや省エネルギーの推進等の取組などを新たに追加しまして、様々なアプローチをしていくこととしております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 町当局のほうも節電のほうで、まず取組を推進していくということ、またソーラー発電等の再生可能エネルギーを使用した取組を行うという答弁をいただきました。

先ほど町長の答弁にもありましたが、そもそもカーボンニュートラルの取組は、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意いたしました。この実現に向けて、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が2050年カーボンニュートラルという目標を掲げているところです。

近年、国内外で様々な気象災害が発生しております。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されております。日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業、経済活動への影響が出ると指摘されております。こうした状況は、もはや単なる気候変動ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候危機とも言われております。

また、資源エネルギー庁は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組として、化石エネルギーの使用を減らし、省エネを徹底し、再生エネルギーや水素など非化石エネルギーの導入を拡大していくことが重要であるとの見解を示しております。

これらを受け、お聞きしたいのは、今回策定された第3次河津町地球温暖化対策実行計画は、あくまでも事務事業編として作成されておりますが、町全体での2050年カーボンニュートラルに向けた啓発活動等の考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの啓発活動等についての考え方について答弁いたします。

ただいま議員がおっしゃったように、これは地球規模の大きな問題であります。そういう中で、町としても全ての計画に地球温暖化対策等の計画を入れているわけでございますけれども、啓発活動の中でも特に削減のことがあります。私は逆に吸収といいますか、やっぱり森の再生といいますか、そのことも一つ考えなきゃいけない問題でもあるのかなと思っております。

そういう中で、これからは削減とともに、吸収する森林の力みたいなものを中心に啓蒙活動等も実施したいなと思っておりますし、町の計画の中でもそれを意識しながらやっていきたいなと思っております。

特に、町民については、啓蒙活動の考え方でございますが、これまでは太陽光発電設置事業の補助金などつくりまして推奨しておりますし、また、LED化ですとかリサイクル化の推進など、町民の生活に関わる中で、一つ一つ地球温暖化対策の重要性を訴えていかなければならないと、そういうふうに思っております。

特に、推進の上で大事なことは、確かに地球規模の対策で、1人ひとりが関係ないという考え方ではなくて、一つ一つを実行することで世界全体の温暖化対策の問題解決につながっていくという、そういう意識を町民が持って、この対策をすることが特に大事ではないのかなと、私はそう思っております。そういう意味で、これからも啓蒙活動等、あらゆる場面でやっていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁いただきまして、まず1人ひとりの意識を向上していく、また、それと森の再生を考え、身近なものとしてカーボンニュートラルを心がけていくように啓蒙活動を行っていただければと思います。

そのカーボンニュートラルを実現させるためには、エネルギーの問題が大きく影響しております。再生エネルギーを最大限に活用する社会に変わらなければなりません。日本は2030年に再生可能エネルギー比率を22から24%にすることを目標としておりましたが、さらなる政策対応による再生可能エネルギー導入を拡大することを新たな目標として掲げております。日本における2019年度の再生可能エネルギー比率は18%で、再生可能エネルギー発電設備量は世界第6位です。これを引き上げるため、国では補助事業の拡充を図っているところで

す。

また、先ほど町長、担当課長からもありましたが、今年も引き続き、自然エネルギー活用事業としてソーラーパネルの設置の補助事業が予算計上されております。しかしながら、今日、蓄電システムを同時設置が主流となっている現状があります。製品も様々で、ポータブル式のソーラーパネルと蓄電池がセットのものなど、災害時にも活用できるシステムを構築されております。

そこで質問ですが、自然エネルギー活用事業に多様な蓄電システム等への拡充の考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、蓄電システム等の補助金の拡充の考えはということだと思います。

議員がお尋ねのように、これからは蓄電機能も大変大事であると感じております。例として、河津中学校の太陽光発電事業につきましては、蓄電池を設置して停電時でも活用できるように設置いたしました。これは災害等の広域避難所にもなっているものですから、そういう意味でも、災害でも蓄電池は重要な役割を果たすということで、事業として行いました。

それから、エネルギー対策だけでなく、災害時の先ほど言った電力確保の重要性も増しておりますので、充電器等の開発などによりまして、教育時間の問題なんかも考えられますけれども、それらを総合的に考えて、今後は蓄電機の補助等についても検討してみたいなと思っております。

ただ、現状では、河津町のソーラー発電の補助事業については、近隣の市町に比べて大分優位になって高いという評価も受けておりますので、そういう中で場合によってはできるかもしれませんし、新たな制度として活用するか、それも含めてちょっと検討してみたいなと思っております。

補助金等の実績については、担当課長より答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、住宅用太陽光発電システムの設置費の補助金の支給実績について、説明をさせていただきます。

現在、補助対象は、住宅用の太陽光発電システムの設置経費となっております。最大出力1キロワット当たり5万円、最大20万円を補助してございます。

過去3年間の助成実績につきましてですけれども、令和元年度につきましては3件、出力17.37キロワット、補助金額60万円、令和2年度が3件、出力24.64キロワット、補助金額が60万円、令和3年度が7件、出力33.85キロワットで、補助金額が137万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁いただきました。

町長から大変これから前向きに蓄電システムの補助等を検討してもらえるような回答をいただきました。今、蓄電システムが様々な取組をしております、例えば電動自動車を使った蓄電で住宅の電力を賄うなど、そういった多様な方向がありますので、ソーラーパネルに限らず、蓄電システムというものに目を向けていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2件目は、自由学習室「宿題ルーム」についてお伺いいたします。

社会福祉協議会が昨年より行っている小学3年生から高校生向けの自由学習室「宿題ルーム」があります。とてもすばらしい取組であると思います。町内教職員OBの方々や民生委員児童福祉部会の皆さんの協力の下、ボランティアで実施している事業であります。

福祉目的で始まった事業と認識はしているのですが、今後の展開等、この事業に関しての町のお考えをお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま議員がお尋ねの自由学習室「宿題ルーム」についての町の考えということでお尋ねですので、お答えします。

議員がおっしゃるように、本事業は社会福祉協議会が協力ボランティア、教職員のOBが組織をしているということで、花大根の会という会がありまして、その協力を得て実施をしている事業であります。

内容は、町内の小学2年生から高校生までを対象に、宿題や自主学習をする場所を提供して、ボランティアが学習のお手伝いをするというものでございます。目的の詳しいことは承知をしておりますが、特にコロナ禍の中で、学校が休校したりすることで対面授業が難しくなりました、家庭での学習機会の増大や重要性が叫ばれる中、地域で少しでも子供たちの学習環境を提供しようとする考えで行われているものと認識をしております。

お尋ねの町の考え方でございますが、教育環境を少しでもよくしようと、ボランティアの

方々の協力を得て事業を行うことは大変よいことであると思っております。また、社会福祉協議会で今後どのような展開をするのか、今後を見守りたいとも考えております。

また、本事業の状況、内容等については、担当課長が聞き取りをしておりますので、その内容について答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 私から本事業の詳細についてご説明させていただきます。

本事業の目的は、子供の居場所づくりとしての自主学習する場を提供するというものです。社会福祉協議会がボランティアの方々のご協力をいただきながら、昨年7月より学校の長期休みを中心に保健福祉センター2階の教養娯楽室を利用して、延べ9回開催されております。時間は13時から15時までの2時間で行われることが多いと伺っております。参加児童は延べ48名、ボランティアの方は延べ39名参加していただいているとのことです。

ボランティアの方に協力をいただきながら、今後も継続して開催を考えているとのことです。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 内容を答弁いただきました。

この取組は、将来的にも継続していく意義があるものと考えます。第5次総合計画の第2節に、町民まちづくり意向調査等から見る河津町の現状には、町民が望んでいる町の将来像についてのアンケートが記載されております。

以前、町長の答弁にありましたが、地域産業力の強化や企業誘致や雇用創出に向けた取組強化等を多くの町民が望んでいる結果が出ておりました。そこで、今後この町が持続的発展を遂げ、過疎地域からの脱却に向けてどのようにしなければならないのかは、チーム河津で考えなければならないと思いますが、そのチーム河津の一員である町民の方々からも、小中学校からの学力向上やお金の使い方教育など、現在、私立の中学校が取り組んでいる金融教育などを率先して取り組む必要があると感じております。

なぜ小中学校からかと申しますと、野球など小さなうちからやることには、裾野を広げてその中から選抜されることがあります。同じように、スタートアップ企業の創設やベンチャー企業を立ち上げるのは学生など若いうちに始めることが多いからです。15歳で中学校を卒業して、3年後には大学生活が始まります。必要なのは、小学校や中学校での環境が大きく、

将来に関わってくると思います。将来起業をする若者を育てる環境設備がこの町を持続的に発展させ、その結果、子供たちの希望あふれる未来へとつながっていきます。

この宿題ルームの取組は、教師ではなく、親でもない第三者からの見守りということに意義があると感じております。多くの大人との関係性を持つことで、視野が広がる可能性もあるのです。

今後、継続するため、人材の確保や場所の提供、交通手段なども含み、町の協力、国・県の補助金の利用など拡充の可能性はあるのか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまご質問の拡充の可能性についてお答えいたします。

先ほども申したように、ボランティアの方々の協力を得て、いろんな事業を、特に教育環境ですとか子育てですとか、いろんな場面で教育をしていただいて、このことは大変いいことだと思いますし、まさしく私の目指しているオール河津という部分でも町民一体となったという事業で、ボランティアの役割というのは確かに大きいと思います。その中の一つとして考えておりますが、先ほどお答えしたとおり、社会福祉協議会の考えにもよりますので、協力できることがあれば、この事業については協力していきたいなというふうに思っております。

今後の対応等については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 私からは、今後の本事業への協力体制についてご説明をさせていただきます。

まだまだ本事業については、多くの方に本事業を認知されていないという面がございまして、過去の参加児童生徒は平均5名程度にとどまっております。今後も引き続き、開催の告知ですとか、実施場所の提供について、町も協力していきたいと考えております。

また、事業内容についても、子供や保護者の方の意見を参考に検討していくという意向が社会福祉協議会のほうにもございますので、町で把握しているニーズですとか要望等、適宜情報交換等をさせていただきながら、ボランティアが無理せず継続できる内容で、子供たちが参加しやすい事業となっていくよう協力をしていきたいと考えております。

また、現在建設中の子育て支援施設の多目的室等を活用しての事業実施も社会福祉協議会と協力して検討していければと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） この取組は、他の市町を見ますと、自治体が主導でやっている状況もあります。やはりそういうところが社会福祉協議会と協力して、やはりボランティアでは限界がある可能性もあります。そういうところで、やはり行政の力で補助金なり、そういうものが今後の活動に有意義になっていくのではないかなと考えております。

それでまた、今、デジタル技術の進歩によって、どこでも仕事ができる環境が整いつつあります。国では、デジタル田園都市構想を政府が一丸となって進め始めました。これは、50年前、田中角栄氏の列島改造論による、人、物の物流を全国津々浦々へと広げる政策の現代版とも言えるものです。国で、どこでも仕事ができる環境を整備された後、それをどう使うかが問われるのではないのでしょうか。

そんなベンチャー企業を立ち上げた若者にいかにして帰ってきてもらうか。東京は確かに楽しいし、いろんな出会いもある。しかし、ないものもある。それは広々とした土地や海、山、きれいな川、きれいな夜空がありません。東京一極集中の問題もあり、地方で暮らしたい若者もいます。そんな若者に帰ってきてもらう施策は必要ではないのでしょうか。

例えばUターンで帰ってきた若者が事業をされたときには、税制優遇措置や土地の提供など様々な施策を考えると感ずきます。公設民営の塾を自治体で取り組んでいる事例もあります。そして、静岡県東部には観光しかないなどと言われることのない取組が必要ではないのでしょうか。

そこで、町で取り組める施策として、学習意欲向上に対して日本学生支援機構等の奨学金の併用や近隣民間企業の奨学金などの状況を踏まえ、町の奨学金制度の見直し、また、先ほども申しましたが、将来、地元での就業、起業をされたときに、税制優遇措置や土地の提供など様々な施策の拡充はできないのか、お伺いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、前段の部分の人口といたしますか、移住・定住の件で私の考え方を申し上げます。

桑原議員のそのとおりだと思いますけれども、特に河津町の子供たちを見ますと、郷土の愛着というのは近隣の市町のどこよりも強いという思いを持っております。特に、河津町は今、人口減少という問題を抱える中で、今回、私の2期目の施策として、経済の活性化を掲げたのは、これまでは子育てを中心として、そういうものを充実すればそういう移住者が増

えるだろうということもあるわけですが、もう一つ、やはり勤め口の問題があります。それで、地元にもやっぱり帰ってきたいんだけど、なかなかそういう仕事がないとか、後継者としてなかなかうちの家業を継げないという方がいるものから、もう一度やっぱり経済を見直して、受け皿をつくらないといけないのかなと、そういう思いがあって、2期目の一つの課題としたところがあります。

特に、全ての子たちとは言いませんけれども、その中で、本当に子供たちが帰ってきたいときに河津に来て働いて暮らすことができることが、この町の将来に大きく影響してくると思いますので、そんな考えで今後進めていきたいと思っております。

それから、お尋ねの宿題ルームの話ですが、また奨学金の件に絡むわけですが、町の奨学金制度につきましては、河津町育英奨学条例によりまして、経済的理由などによりまして就学困難な高校生に対して月額7,000円を交付しまして、有用な人材育成をすることを目的に奨学金制度を行っております。

町の奨学金制度につきましては、高校生を対象にした返済のない交付型奨学金制度であります。それ以外に、河津町教育資金利子補給金交付制度を創設しまして、法による設置された教育機関の学校や専修学校、各種学校の教育機関に就学するために、金融機関から借りた場合に一定の利率による利子を給付する制度がございます。現状での奨学金制度の拡充については、現在のところ、町としては考えておりません。

なお、奨学金及び利子補給制度の状況につきましては、教育委員会の事務局長より答弁をさせます。

私からは以上になります。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 町長の答弁と重なる部分もありますが、私からは河津町育英奨学金制度及び河津町教育資金利子補給制度の内容と実績などについて説明させていただきます。

育成奨学金は、経済的な理由によって高等学校就学困難な者に対して学資を給与し、有用な人材を育成することを目的としております。奨学金を給与される生徒は、町内に居住する者で、高等学校に在学し、学力優秀、品行方正、身体強健であるものと定めています。奨学金の額は月額7,000円以内となっております。

令和3年度においては、5名の方が給与を受けておりました。また、令和4年度においては、2名の方が給与を受けています。

教育資金利子補給は、被扶養者の就学のための教育費負担を低減し、経済的地位の向上に資するため、一定の金融機関から教育資金を借り入れたもの、または公共機関から奨学金の貸与を受けたものに対し、利子補給を行うものです。対象者は河津町に住民登録をされ、引き続き1年以上居住していて、前年の世帯の所得が約780万円以下で、町税等に未納がない方が対象となり、利子の補給率は3%以内となっております。

令和3年度は、6名の方に33万2,796円の利子補給を行いました。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

町での奨学金制度、そのほか利子補給など施策を行って来ておりますが、やはり先ほど宿題ルームなどを利用して学習意欲向上、そういうものをさらに深めてもらって、そこに後押しとして奨学金というものがあれば、学習の幅が広がっていくと思います。そういうところをやはり摘み取っていただいて、奨学金の見直しは考えていないとおっしゃってはおりますが、今後河津に戻ってくる前提での奨学金など、そういうのも検討していただければと思います。

それでは、3件目の質問に移ります。

来年度、河津小学校が開校されるに当たって、使用されなくなる東小学校と西小学校の校舎等の活用について質問いたします。

この質問に関しては、私を含め何人かの議員が過去に質問しております。町民の方々からも関心が多く、いろんな意見をお聞きしております。空き校舎の活用が地域にとって有意義なものとして捉えられているのは間違いありません。

そこでお伺いしますが、小学校統合後の空き校舎等の活用について、諮問委員会設置等検討を行っていると思いますが、現状どのようなスケジュールで行っているのか。また、答申の期限は決めているのか伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの桑原議員の3小学校が統合後の校舎等の活用についてという事でお尋ねですので、お答えします。

来年4月の小学校統合によりまして、現在の2つの小学校の校舎が使われなくなってまいります。今後の活用の検討でございますが、これは前々から申し上げておりますように、公共施設整備検討委員会で基本的な今後の方針について協議をいただきたいと、そういうよう

に考えております。

現在は、従来のメンバーの見直しを行いまして、人選作業中でございます。特に地元の意見等も配慮しながら検討していきたいと考えております。

また、お尋ねの件については未定でございますが、町として民間事業者などとの関連の中で、諮問の結果を待たずに、並行をして、学校跡地を含めた公共用地等の活用について、個別にあらゆる方面から検討を進めていきたいと、そういうように考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、民間との検討とも回答をいただきました。そういうところで幅を広げていただければ、今後活用の方法がだんだん見えてくるのかなと感じます。

ところが、先日、体育協会のほうの打合せの中で、小学校統合後の空き体育館の利用ができなくなるとの話があったと聞きました。その状況を確認したところ、建物の用途変更に伴い、確認申請の出し直しをしなければならない現状を把握いたしました。

近隣の下田市では、中学校統合後の空き校舎等の利用が接道の関係で他用途としては使えない状況であります。河津町も同じく、校舎、体育館が接している道路の規定にそぐわないため、施設の使用が制限されるものです。同一敷地内の校舎、体育館ではありますが、建築基準では、分類としては1つずつ、別の建物と捉えられており、それぞれ接道規定が違っており、より厳しい規定に沿うことになります。

建物の建設時の建築基準と現在の建築基準との違いなどがありますが、現状の接道のままでは体育館は利用が難しくなっている状況があり、校舎に関しては利用範囲が限られるが、体育館より接道の規定が緩く、多少の整備で施設利用ができる可能性があります。

現在、体育館は避難施設としても利用されております。利用用途が制限される中、同じように利用できるのでしょうか。県の建築基準条例に基づく用途制限の範囲内での利用を考えているのか、または基準に沿った大規模な道路整備を行い、利用の幅を広げる考えなのか、お聞かせいただきたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの桑原議員の、特に建築基準法に基づく用途制限の関係だと思いますが、お答えします。

私も法的な詳しい内容は把握しておりませんが、今後の活用用途によりまして、学校施設として使う場合には法的な規制等が発生する可能性があると考えております。

議員がお尋ねのとおり、東小とか西小学校においては、接道要件であったりとか、不特定多数の人の出入りや宿泊関係などの事業を考えたときには、安全対策等の工事が必要ではないかと想定をしております。

今後の利用方針が決まっていなくても、今後の利用方針であるとか計画に沿って検討を進めたいなど、そういうふうに思っております。

また、現状での進め方、考えられる法的な規制内容については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、法的な規制内容について説明をさせていただきます。

現在、建築物の用途は学校となっておりますので、それ以外の用途で使用する場合は、建築用途の変更が必要となります。例えば、現在小学校として使用しておりますが、今後、大学や専門学校等のキャンパスなどで利用していく場合は、用途の変更等は必要はございません。

用途を変更する場合、県条例の特殊建築物内の種類によっては、現状の建築基準よりも厳しい基準となり、その基準を満たさなければその用途での利用はできないこととなります。

特に、不特定多数人が使用するものや使用人数が集中するもの、自動車の通行が多いものなどについては、通行上及び避難上の安全を確保するため、その敷地が接する道路の幅員が制限をされております。例えば、物品販売業を営む店舗の建築物については、床面積が500平米以上1,500平米以下で幅員6メートル、1,500平米を超える場合につきましては、幅員8メートルの道路が接道する必要があると聞いております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

その規定がやはり邪魔してくるのかなというところで、利用目的によって整備の仕方も変わってくる、そこら辺も加味して利用を考えていただきたいと思います。

しかしながら、県の建築基準条例の条文の中に、県知事が安全上支障がないと認めたときにはこの限りではないというただし書きが添えられております。校舎の利用に関し、同様の事例のある市町と連携して要望活動等できないでしょうか。

また、そこで、先ほども申し上げましたが、県知事の判断という条文、これを大いに生かして、施設の利用、グラウンドがありますので、安全上支障がないという判断をしてもらう方法というのはないのか、その要望活動等行えるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今の質問にお答えします。

まだ現状では活用内容等が決まっていないということがありますので、議員お尋ねのとおり、他市町村の活用事例なども参考にして、今後検討を進めたいなと思っておりますが、現状では、先ほど言ったように活用内容等が決まっておりませんので、要望活動については特に考えておりません。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） ですが、やはりこの接道要件等、もし民間企業が使っていただくというときに、もし接道がないからやはり撤退するよとか、そういうことがないように、やはりこの県知事との約束を取り付けて、学校施設に関してはこの条文を外してもらうとか、そういう町長からの意見で無理であれば、我々町議会議員もそういう働きかけをしていきたいと思っておりますので、もしそういうお声をかけていただくときには、ぜひ声をかけていただいて、我々も一緒に動く、まだ議員の皆さんにはお話ししてありませんが、大事なことだと思しますので、皆さんに呼びかけていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

9番、渡邊弘議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

令和4年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は次のとおりです。

1件目、公共交通について。

2件目、伊豆縦貫自動車道開通準備に向けて。

3件目、病院の医療体制について。

町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速質問に入ります。

公共交通についてお伺いをいたします。

町では、自主運行バスの運行が、令和4年4月1日より変更になりました。4本の運行が廃止をされました。河津駅から河津七滝が2本、河津駅から縄地が2本、廃線となりました。理由としては、利用者の少ないダイヤの削減をして、収支の改善を図りたいとのことでございます。

質問に入ります。

廃止、削減はどのような経緯で決まったのでしょうか。

次の質問です。

河津町地域公共交通会議の役割はどのような役割を持っているのでしょうか。また、会議のメンバーはどのような方がメンバーになっているのでしょうか。

次の質問です。

少ない利用者の対策はなされたのかどうか、お伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問、公共交通について。

1問目として、運行ダイヤの廃止と理由の経緯についてお尋ねですので、お答えします。

令和4年度の自主運行バスについては、お尋ねのとおりで、これまで路線のうち、河津駅

と河津七滝間と河津駅縄地間の朝2便、昼2便の減便を行いました。減便の選定につきましては、令和2年度及び令和3年度の乗降調査及び東海バスの聞き取りによって行いました。決定については、国の中部運輸局ですとか県の交通基盤部、あるいは下田警察署、交通関係者や地元住民の代表で組織します河津町地域公共交通会議において行いました。

お尋ねの点につきましては、担当課長から経緯も含めて答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、バス路線廃止削減の経緯、あと、地域公共交通会議の役割並びに委員構成、少数利用者路線への対策について説明をさせていただきます。

まず、バス路線の廃止、削減の経緯でございますが、先ほど議員、町長が述べられましたとおり、自主運行バスでは河津七滝路線の往路1路線、復路1路線、河津駅縄地路線の往路1路線、復路1路線を廃止いたしました。経緯でございますが、令和3年度、自主運行バス事業として、9系統36路線で運行してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症や原油価格の高騰、貸切りバス収入の減少によりまして、キロ当たりの経常経費の増加によりまして、計上費用が増加してまいりました。

対して、計上収益は減少をしている状況でございます。令和4年度、現状のまま運行を行った場合の町からの補助額について、約650万円の増額見込みとの見積りが示されました。そのため、事業者との乗降調査によりまして、乗車人数が少ない便の運行について、地域公共交通会議で協議いただき、廃止とさせていただいた経緯でございます。

なお、参考としまして、減便した路線の乗降調査の結果でございますが、河津駅、河津七滝路線の往路、1回目の調査で1名の利用、2回目の調査で1名の利用、復路、1回目の調査でゼロ人、2回目につきましてはゼロ人、河津駅、縄地路線の往路、1回目が3人、2回目が1人、復路、1回目がゼロ人、2回目が1人で行いました。

次に、地域公共交通会議の役割並びに委員構成でございますが、地域公共交通会議要綱の目的としまして、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便性を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置するとされてございます。地域の実情に応じた適切な旅客運送形態及び運賃、料金、運行事業者への補助事業など協議しております。

構成員でございますが、区長会、婦人会、シニアクラブ、学校PTA、学校校長会等の代表の方々並びにバス会社、タクシー会社、県バス協会、バス会社、労働組合、運送事業者の

方々、国運輸局、下田警察署、県地域交通課と国・県関係機関の方々でございます。

次に、少数利用者路線への対策でございますが、現在行っている対策といたしまして、自主運行バス事業並びに逆川地区の町営バス運行事業、上河津地区の町バス運行事業でございます。

また、介護福祉関係でございますが、生活支援体制整備事業として、運転ボランティアを活用した買物支援、集会への移動支援等の事業につきまして、登録受付が始まったところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 廃止につきましては、いろいろ諸事情があって、もちろん経費のお話も出てくる、それは十分理解できるんですけども、一応地域交通会議でそこら辺は決まっていると思うんですけども、この会議が年間1回あるのか、そこら辺でメンバーさんが、各地区の区長さんも入っていらっしゃるということなので、情報的には地域の情報は拾えているのかなというふうな感じはするんですけども、町の会議なので、そういうところで勇気を出して意見を出していただかないと、なかなか難しいのかな。

今回、本当に聞いた中では、利用者は少ないんですけども、少ないからやめるときに、少ない人の対応が必要なんじゃないかなというふうに思いました。それで今回の質問をさせていただいたんですけども。

そんなことを踏まえた中で、ダイヤの廃止によりまして、河津駅から縄地、これ、午前中の学生の運行はされるので、午前中に通常の運行がなくなりまして、縄地から河津まで来る午後の運行が、これはまた一般の運行がなくなるわけですよ。そのような状況が実際問題として発生しているのが事実です。

前から見られておりました、見高入谷の入谷中村から河津駅の間においても、同じようなことが発生しておりまして、入谷中村から河津駅は午前中が運行がなくて、河津駅から入谷中村は午後の運行がないというような状況が発生しているわけですよ。非常に町の中で過疎の部分もありまして、自主運行バス以外の、町バスですとかそういうところで、ある地区、上地区のほうでは、町の支援の交通網を使ってやっつけていらっしゃるんで、そこら辺はそういう対応をされているんですけども、見高入谷地区においても、実際問題、その期間に河津へ行って、河津駅のほうまで出て、帰ってくるのがなかなか難しい状況が発生しているのではないかなというふうに思います。

そんな中で、利用地域の区長さんだとかそういう方たちと、会議で話をするのは難しいと思うんですけれども、地域の区長さんたちとそういう中で話し合いがされてきたのか。

また、交通弱者という部分で、免許証返納の問題だとかそういう問題も全部含めて、交通弱者の対策を町としてこれからどのように考えていくのか。

それと、あと、河津から七滝、河津駅から縄地の廃線に対してどのような対策を今後考えていけるのか。また、河津駅から入谷中村の空白運行地帯をどのように対策を打っていくような考え方があるのか、そこら辺をお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員のお尋ねのとおり大変難しい問題といたしますか、先ほど乗降調査の結果もお話をさせていただきましたけれども、要するに利用者が多ければ特に問題ないわけですけれども、自主運行バスという制度を使っていくと、どうしてもこういう問題が起きてきます。議員お尋ねのこともあるものですから、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、利用地域との話し合いを行っているのかと、あと、交通弱者対策、今年度廃止路線の対策、空白運行時間帯の対策についてということで説明をさせていただきたいと思います。

まず、利用地域との話し合いについてという質問ですけれども、特に現在は行っておりません。ただ、地区等からの要望があれば、そういったものには対応しているというような状況です。

あと、自主運行バスは、先ほども申しましたとおり、事業者との乗降調査等の実施、また、町営バス及び町バスにあっては、運行記録を基に利用状況を把握し、協議・検討をしようとしているところでございます。

あと、交通弱者対策ということでございますが、現在行っている対策につきましては、満70歳以上の町民を対象に、1,000円分のバス回数券を500円で購入できる寿回数券、小学生から高校生までの通学用定期の半額補助、幼稚園児の通学定期全額負担、障害者児へのタクシー券、ガソリン券の助成制度等を行っております。

また、さきにも申しましたとおり、生活支援体制整備事業の創設によりまして、高齢者の買物支援等の移動支援事業にも取り組み始めたというところでございます。

あと、今年度廃止路線の対策ということでございますけれども、先ほども申しましたとお

り、利用率と費用の観点から、事業者と検討し、地域公共交通会議で協議いただき、決定をしているところでございます。独自の町営バス、町バスの他地域への運行スケジュールから、廃止路線への運行は難しい状況でありますので、生活支援体制整備事業等を活用していただきながら、対応していければなというふうに考えております。

次に、空白運行時間帯への対策でございますが、ご指摘の河津駅沼津線につきましては、事業者独自路線の廃止によりまして、12時台以前の河津駅から縄地方面への便がなくなりまして、自主運行バス路線の廃止によりまして、13時台以降の縄地から河津駅方面への便が運行されておられません。

河津駅、入谷中村路線でございますが、別に河津駅、稲取高校上路線が運行されている状況でありまして、見高入谷口までの便は運行されております。見高入谷口から入谷中村方面への便が午前で、入谷中村から見高入谷口方面への便が午後の時間帯において運行がされていないという状況でございます。

新たな対策ですが、先ほど町長も申しましたとおり、大変難しい判断になろうかなと思っております。さきにも申しましたとおり、路線の利用率の低下により、減便、廃止となった経緯があるかと思われまます。維持するためには、町からの財政支援、もしくは町独自の路線開設になろうかと思いますが、どちらにしても経費のかかる問題でございまして、県としても利用率の低い路線については、補助金対象外となるというような現状もございまして、早急な対策がないのが現状でございます。関係機関の知恵をお借りしながら、次年度以降、対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今の話の中でいきますと、実際問題としては、なかなか手の打ちようが難しいよという。上地区の梨本のほうに行くバスについては、修善寺まで行くバスも結構ありますので、路線のところは本数がそれなりに動いているので、結構利用価値はあるのかなというふうに思っています。

今回のお話を何でしたかという、結局は利用者の少ない地域にそういう支援がいかないということが、町全体のくくりから考えていくと、そのところは利用が少ないから、もうそういう事業は打ち切っちゃうよというのは、意外ともう少し面倒見てあげたほうがいいのかな。だから公共性だとか公平の観点からすると、それをバスが行かないからじゃなくて、それをどうやって運んであげるのかというような対策が必要になってくるんじゃないかな。

だから先ほどお話いただきましたけれども、高齢者のボランティアの問題だとか、そういう会員制の交通機関の活用だとか、そういうのもこれから一つの中に、選択肢の中に入ってくるのかな。そこら辺も含めまして、今後の空白の運行対策の中を少しお考えいただければありがたいというふうに思います。

今後、スクールバスの運行も実際問題として加わってくるわけでございますけれども、自主運行バス、町営バス、町バス全体の公共交通の在り方、そういうものを今後どのようにして取り組んでいかれるのか。スクールバスが入ってきますので、そこら辺も含めてどのようなお考えになっているのか。

あと、公共交通については、利便性、収支の改善はもちろんついて回る話なんですけれども、一番大切なのは、お客様に対する、町民に安全性というのが非常に大切ではないかなというふうに考えるわけです。今後の公共交通の議論、要は町としての議論、運営の方法だとかそういうものをどのようなところでお話を議論していかれるのか、そこら辺をお伺いできればなというふうに思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の公共交通の在り方についてお尋ねですので、お答えします。

先ほど私が申したように、大変難しい問題を抱えております。今、いろんな自主運行バスですとか町営バスだとか町バスとかいろんなやり方で対応している状況もあります。特に、今回は自主運行バスの問題があつて、これはご存じの東海バスさんに委託をしている事業なんですけれども、どうしても乗降客が少なかったりすると、県の補助事業等の対応にも影響が出てきますし、また、バス事業者さんにしますと、経費がかさむという点があつて、どうしても公費の負担が多くなるという問題があつた中で、今回はそういう対応をさせていただきました。

ただ、今後、先ほど議員がおっしゃっているように、福祉関係の買物支援等のバス事業も少し始まっておりますので、その辺等の活用、あるいはスクールバス等の活用、あるいは全体のもう一度見直しをしていく中で、新たな空白対策をしていなきやならないのかなと、そういうふうに思っております。

そういう中でございますけれども、とにかく重要な問題であることは私も承知をしておりますし、特に交通弱者と言われている高齢者が多い人口でございますので、先日の県の統計あたり、42.8ですか、河津がそれほど高いということも公表されておりますので、移動手段としてやはり高齢者の足をどう確保していくかというのは、やっぱり高齢者は孤立化を防ぐ

という点からも重要ではないのかな、そんなことを考えております。

とにかく地域の人口が減ることによって、さらに高齢者が増えることによって、また、財源に限られる中で、どうしていくかというのは大変難しい問題で、重要な問題であります、その中で交通事業者との関連ですとか、独自のそういう運行も含めて今後検討していかなくちゃならないのかなと、そんなふうに思っております。

現状の自主運行バスを運行しております東海バスの関係でございますけれども、運行経費のうち、県の補助金を受けておりますが、令和3年度の見込みでは、東海バスへの町の負担額は約2,100万円と年々上昇傾向にあります。そのほかにも、通学定期補助や寿回数券補助など、約350万円の支出がありまして、合計で約2,450万円の見込みでございます。

現在、公共交通空白地域、上佐ケ野、小鍋、大鍋、泉奥原地区においては、町バスの運行により交通弱者対策を行っておりますが、利用者のアンケートでは、河津駅周辺までの運行を望む声が多いんですが、東海バスの営業路線との関係もありまして、湯ケ野や下佐ケ野までの運行となっており、駅周辺に行く場合には、乗り換える必要があります。次年度はこれらの解消を行うために、東海バスの関係もありますが、スクールバスの活用が図れるのか。また、自主運行バス、町営バス、町バスの全体の状況を踏まえて、町が行う公共交通対策としての対応を検討して、方針の説明会を行った上で、公共交通会議の中で諮っていききたいと、そういうふうに思っております。

また、今後の検討内容につきましては、担当課長及び教育委員会事務局長より答弁をさせていただきます。私からは以上になります。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私のほうからは、今後の検討内容につきまして説明をさせていただきます。

先ほど町長が申しましたとおり、来年度運行を開始いたしますスクールバスについてでございますけれども、補助金を活用して購入するということで、どの程度制限があるのかということも検討しなければならないとは思いますが、使っていない時間ですね、未使用時間の活用を見据えて、現在の体系に空白運行地域への補完をする方法や、また、周遊型のデマンド方式としまして、民間事業者との競合部分については、補助金で補填する方法等、関係機関からの意見を聞きながら、地域公共交通会議で議論してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私のほうからは、スクールバスの運行について説明させていただきます。

来年度から運行を開始するスクールバスは、小学校統合に伴い、東小学区と西小学区の児童の通学用として、国の補助を受けてバスを購入し運行するもので、基本的には統合小学校の通学を優先して運行を行います。また、幼稚園児の通園への利用については、文部科学省の承認が必要となっており、承認されれば運行する予定です。なお、中学生の通学につきましては、小学生の通学時間と重なるため、小学校の通学に影響が出ない範囲で運行が可能なのか、また、自主運行バスとの兼ね合いもありますが、今後検討していきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 子供たちの運行については、スクールバスということなので、それをいかに有効に使っていただくか。スクールバスは教育関係の話なので、それはそれとして十分活用していただきたいというふうに思っています。

あと、公共交通と言われる部分で、交通弱者の対策というのは、これはこれからも避けて通れないのかな。町バスにしても、そういう町営のバスにしても、基本的には使い勝手をどのようにして使っていけるのか。路線バスの走っているところをどうやって町民が有効に利用することができるのか、そこら辺も今後の課題かなというふうに思います。

あと1つお願いしておきたいのは、町のほうで交通弱者のほうから声を聞く場所を、区長さんなり何なりに話しすればできるんだよというメッセージも一つだし、何かのときには町に相談に来られるような、そういうシステムを考えていただければなおありがたいなというふうに思っていますので、今後、公共交通は第1常任委員会のほうもまだまだ今研究していますので、できればそこら辺のお話も一緒にできればなというふうに思っていますので、ぜひよろしくご協力をいただきたいと思います。

次の質問に入ります。

伊豆縦貫自動車道開通準備に向けてということで質問をさせていただきます。

現状の縦貫道のタイムスケジュールによりますと、令和4年度に河津インター、逆川インター、約3キロが開通予定となっております。そのような進捗状況において、対策の状況を伺ってまいりたいと思います。

令和2年3月に、伊豆縦貫自動車道インター周辺地域振興計画というのができております。その計画にのっとった進捗状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

河津に来てもらう施策は何か考えているのでしょうか。それも伺います。

河津の道の駅、逆川の問題だとか、あとは梨本の辺の道の駅の問題だとか、そういうような問題はどのような計画があるのか、できれば伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、伊豆縦貫自動車道の開通準備について、インター周辺の地域振興計画とその他の進捗状況についてお尋ねですので、お答えいたします。

伊豆縦貫自動車道路の関係ですが、この道路が果たす役割は、皆さんご存じのように、大変大きいものがございます。住民の安心・安全ですとか、産業振興、医療体制など、大きな意味を持ちますので、一日も早い開通を要望しておりますし、私も陳情活動等に積極的に参加をしているつもりでございます。

議員がお尋ねのように、現在、工事が行われております河津下田間12.5キロのうち、2期区間6.8キロの工事が順調に進んでおりまして、先ほどのお尋ねの（仮称）逆川トンネル工事約1.8キロの工事がほぼ完了しておりまして、順調に進めば、（仮称）河津インターチェンジから（仮称）逆川インターチェンジまでの間、約3キロが令和4年度中に開通の予定であります。

また、計画実施段階に移行されておらない天城峠区間、約20キロでございますが、現在は環境アセスメントの手続きが行われておりまして、県で既に環境影響評価審査委員会も審査を始めております。できるだけ早い時期に実施段階に進めるよう、こちらについても要望活動を行っていききたいと、そういうふうに思っております。

また、完成後の地域振興協力については、これまでの経過について、地域との会合等を予定しておりましたが、コロナの感染拡大を受けまして、話合いができていない状況でありました。今後の状況が不安定でありますので、時期を見て調整をしたいと考えております。

現在、町としても、今後の周辺の地域振興計画につきまして、民間企業などとの接点も含めて、可能性を模索しているところであります。いかに河津町内にインターチェンジから下りてもらえるようにするかが課題でありまして、まちづくりの重点でもあります。観光面、商業面など、今取り組もうとしている民間事業者の力なども借りながら、施策を考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

道の駅については、選択肢の一つとして考えているということで以前答弁したと思いますが、決定ではありませんので、その部分の検討も含めて、方向は決まっておりますけれども

も、民間事業者等も接する中で、いろんな方面から考えていきたいなど、そういうことで施策として考えております。そんなことで現在進めているという状況でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 流れの中で、基本的に伊豆縦貫自動車道の地域振興計画というのが2年3月に出来上がって、公表されたわけですがけれども、それの中の、例えばこういう事案についてはここまで、こういうことで進んでいるよとか、それでないと、計画をつくったんだけれども、計画は計画であって、その計画がどこまで進んでいるかというのが、何も進んでいないのかなと、そういう危惧がされるんですけれども、そこら辺もこの次のときにお話しいただければありがたいなというふうに思います。

あと、車の流れが、天城方面から河津にざっと下りてきて、そこからそのまま下田のほうに向かいますと、本当に時間的には下田に向かうお客様が短縮されるので、非常に便利になるなというふうに思っています。

ただ、その一方、河津に下りるお客さんが相当減るのかな。だからそんな問題を抱える、今回の河津逆川インターの開通かなというふうに思っております。

今回の開通については、ほんの一部で今後の全面開通を考えていくと、見据えた計画が本当に必要なんじゃないかな、そのようなお考えをどのように考えているのか、伺えればなというふうに思います。

また、その中で、河津の魅力をどのような形で発信して、河津に下ろしていくのか。その発信の中にブランドの事業の取組とかそういうことは考えられないのか。

あと、人口問題ですね。交流人口の問題もあるんですけれども、結局首都圏の地域の区ですとか、そういう団体と協力事業、要は車が開通したときに河津まで来る時間が相当短縮されるわけですね。極端に言うと、南伊豆に行くよりも、河津でそういう事業ができれば、そういう東京都の区だとかそういうところとの協働事業がもっと活発にできるんじゃないかな。そのようなお考えはどのような形で考えられるのか。

また、先ほども小学校の統合によって空き校舎の問題が出ましたけれども、そこら辺の問題も、空き校舎、これからどうやって河津の地域の活性化のために使っていけるのか、また、使っていく方法があるのか。そこら辺を一つお伺いできればなというふうに思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） お尋ねの点について、まとめて総合的な考え方の中でお答えしたいと思っております。

地域振興計画、当然地区の計画があるわけですがけれども、それについては、町としても考え方をある程度詰めていきながら、その中でどの部分を重点的にやっていくかということもあるかと思えます。そういう意味で、今は地域の話がなかなかできない状況もありますので、町としては、町の考えの中で、民間の事業者等も踏まえた中で、どんな方法が一番いいのか、あるいはどういうものをつくったら一番いいのかということで、少しずつですがけれども、町独自でもいろんなことを進めております。

例えば、一例ですと、先日ですがけれども、島田市の学校跡地の利用の例がございました。これ、グランピング等の活用を図っておられる、そこについて職員を行かせて、実際向こうの副市長さんの説明を受けてきたり、どういう活用があるかということも、町独自で研究を進めておりますし、もう一つは、特に西小学校が今後、伊豆縦貫の場合は大事になってくるものですから、そういう中で、西小学校だけではなくて、周辺を交えたいろんな開発も考えられるんじゃないかなということで、先日は財産区の議長さん等とも話をし、一緒になってやっていきたいと思いますということで話合いもさせていただいております。

そういうことで、今後の考え方ではありますが、かつ先ほど他の議員がおっしゃったように、活用内容によりまして、法的な対応も必要となっておりますので、特に西小学校の空き教室の活用も含めた敷地全体や湯ヶ野地区周辺の土地活用について、今後地元も併せて一緒になって進めていけたらなど、そういうふうに思っておりますので、現在そういう形でこの体制については進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 話が実際問題としてはちょっとかみ合っていないのかなという部分がございます。今回私、質問をしていった中で、ここまでも縦貫道が敷かれてくるよという話の中で、今やらなきゃならないことというのが、基本的にはこういう道路ができたらしらということもやって、こういうこともやって、じゃ、どうやって河津町にお客様を下ろしていくのか、そういう考え方を協議してつくっていかないと、もちろん民間事業者に依存する分も僕はたくさんあると思えます。

でもその中で、今お話しいただきましたけれども、西小地区の財産区議長さんだとか、その地域の活用をどのようにするかというお話をいただいたんですけれども、基本的にはあそここの地域は河津町全体としてどのような集客をしていくのか。そこにそれがあって、河津全体の魅力の発信の地でない、上地区だけの話をしているわけではなくて、全体の

話をする必要があるだろうと、そのような考え方があるんですけども、そこら辺もこれから協議していく中で、もっともっと突っ込んだ、もう10年先に縦貫道が多分開通すると思うんですよ。そのときに、今やっていかないともう間に合わないんじゃないかなというふうに思って心配して、今回質問させていただいたんですけども、ぜひ協議自体をもう少し前向きに進めていけるような施策を取っていただければありがたいなというふうに思います。

それで、10年先にトンネルが開通して、伊豆縦貫道が完成していくという夢を持っているんですけども、全面開通において、天城の湯ヶ島から河津まで約20キロぐらいになると思うんですけども、その工事において大量の発生土、土が発生するということでございます。その発生土の処理に協力する意味でも、この河津町、防災対策の意味も含めて、津波対策も含め、河津浜に防災港の開発に取り組んでいけないのか。令和4年度の予算の意見書にも、議会として出させていただいたと思います。そこら辺はもしどのような形で研究できるのか、調査をしていけるのか、国に対してお話をしていけるのか、できればお話をいただければというふうに思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今お尋ねの発生土の処理の協力と防災港の件についてお答えします。

発生土の活用につきましては、国や県と関係市町で協議会をつくりまして、賀茂地区全体の中で受入れの協議を進めております。

河津町においても、防災公園の造成用としての発生土の利用を考えておりまして、そのほかにも賀茂農林事務所などと農地改良事業としての可能性も含めて、現在検討を進めているところであります。

議員お尋ねの、意見書による埋立てについても承知はしておりますが、現状では他の候補地の検討を進めている状況であります。

それから、前段にありました、西小学校の活用のご覧でございますが、私も上地区だけということではなくて、町全体を見据えた中で、この縦貫道からいかに河津町に人を下ろすかということで、1つの拠点となる地点として、西小学校の跡地は大変有力であると、そういう観点から対策をしているところでございます。

財産区についても、財産区は土地が隣接にあるもので、その活用をいかに割かれるかということで、財産区のためということではなくて、町全体を考えた上で、財産区にも協力をお願いをしたいと、そういうことで申入れを行ったと、そういうことでございます。今後とも

町としても積極的に取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 河津町は町全体を、温泉を含めていろんな財産があるわけなので、それをいかに有効に使って、河津町にお客様が来ていただけるのか。また、新しい事業展開がされるのか、これがやっぱり我々町の行政に関係する人間たちの仕事だと思いますので、個別に云々じゃなくて、町全体のことを考えて取り組んでいただければなというふうに思います。

それと、実際問題、防災港については、あまり考えていないというお話でございましたけれども、ぜひ議会のほうとしまして、意見書を出していくということは、議員全体で話し合った結果としてそういうお話を申し上げているわけで、そこら辺も含めてこれから町ももう少しお話をいただいて、県なり国なりとの話の場でそういう話も出して行っていただきたい、そのように考えております。今までもそうなんですけれども、意見書を出しても、なかなか意見書が通っていかないような現実があるのかなというふうな感じもしますので、ぜひ取り上げていただいて、新しい方法をつくっていただければなというふうに思います。

次の質問に入ります。

病院の医療体制についてお伺いをいたします。

現状の町内の医療機関につきましては、伊豆今井浜病院、かわづクリニック、佐藤医院、上河津診療所、それが河津町内にある医療機関、あとは歯医者さんとかそういうのもございますけれども、医療としてはそういうような形で見られるわけでございますけれども、病院の内容といたしましては、伊豆の今井浜病院が約100床、一般病棟が54床、地域包括で46床という病院でございます。

病院の種類としましては、準公的病院、救急告示病院ということでございます。お医者様の状況といたしましては、常勤のお医者様が8名、非常勤のお医者様が35名、この中に県の派遣のお医者様が1名いらっしゃいます。

救急体制といたしましては、当直医師もございます。あと、土日当番のお医者さんもございます。これは準公的病院の補助金といたしまして、国のほうと町のほうから1億7,100万円ほど補助がいつている病院でございます。

あと、河津ではないんですけれども、下田メディカルセンターという病院が下田にございまして、142床、一般病棟が101床、リハビリが37床、感染症が4床という種類の病院ござ

います。病院の種類といたしましては、公立病院ですね。この病院については、一部事務組合が各町の形の中で事務組合の病院として運営をしているわけです。ここは第2次救急病院として指定をされております。

医師の状況でございますけれども、常勤が8名、非常勤が40名。病院の中の1日の運営については、約8名ぐらいが病院の中で勤務をされて運営をされております。ここのメディカルにつきましては、県からの派遣医師は3名ということでございました。救急医療体制は、もちろん当直医師もあり、土日の当番医もございます。出資金としては238万円ぐらいがメディカルのほうにお金を払っているわけでございます。

あと、このような病院の中で、質問に入ってまいりますけれども、予約診療しかできない診療科があります。予約なしで何で診られないのか、何科何科という科がたくさんあるんですけれども、実際問題としては予約しないと診てもらえない、痛くて行っても診てもらえないよというような状況が発生しているのが現実でございます。

常勤医師が少ないからということで、今の医療体制をどのような形で病院として見ているのか、そこら辺は町として調査しているのか、お伺いできればなというふうに思います。常勤医師が少ないことによって、外来診療に影響していないのか。そこら辺もちょっとお伺いできればなというふうに思います。

あと、常勤のお医者さんが少ないんで、町が病院と協議をして、県に医師の派遣の要望とかそういうことはできないのか、そこら辺もできれば伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、病院の医療体制について、外来診療、予約診療等についてお答えいたします。

議員のお尋ねは、多分2つの病院についてお尋ねであろうかと思います。

予約診療の詳しい事情については、それぞれの病院で理由があるかと思いますが、私の想像の域でございますが、医師の確保の関係などと看護師の確保の関係が考えられるのではないかと考えております。また、常勤医が少ない状況も聞いておりますが、それぞれの病院で考え方によるものと思います。

お尋ねの件の、常勤医の確保対策について、町として、今井浜病院への県からの派遣医師確保について、県の担当部局と一緒にお願いをしておりますが、大変厳しい状況でありまして、こここのところ、下田メディカルセンターと今井浜病院は県の派遣からの人数も数

年減少をしております。これからも県からの医師派遣について、町として病院と協議をしていき、引き続き協力しながら派遣のお願いを続けていきたいと、そういうふうに思っております。

その他の内容については、担当課長より分かる範囲で答弁をさせます。私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 私からは、外来診療、予約診療の対応について説明させていただきます。

病院では、予約診療の診療科につきましては、ホームページ等でお示ししております。事前に確認もしくは来院する前に問合せをお願いするところがございます。これは、非常勤医師で診療を行っている診療科もあること、施設や入院患者の診療に影響を与えないため、また、利用者の待ち時間短縮などの利便性を高めるために必要と考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

医師の確保につきましては、町だけの問題ではなく、県が医師確保計画に基づき、二次医療圏ごとで医師の偏在解消に向け、施策を実施しております。外来診療への影響につきましては、病院において影響のないように、医療体制の確保をしていただいたところがございます。伊豆今井浜病院におきましては、紹介状の利用、地域医療振興協会内での医師の融通を行うなど、医師確保に努めていると伺っております。

県への要望につきましては、先ほど町長も申し上げましたが、町長と病院で医師派遣の要望を実施しております。今後も病院と協議し、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 医師の確保は大きな課題だと思いますので、町民のためにも、町と病院が一体となって県に要望事項等を取り組んでいただければなというふうに思います。ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

あと、救急医療体制について伺いをいたします。

この地区の、河津町地区の救急受入れの病院というのがどれだけあるのか。あと、現実の話なんですけれども、救急患者を救急車に乗せてから受入れ病院を探すんですけれども、なかなか見つからないというか、病院が見つからないからなかなかそこから救急車が行かないんですけれども、何でそのようなことが起こっているのか。救急の受入れ体制というのはど

のような形で協議をされているのか、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 救急医療対応につきましてご説明させていただきます。

救急搬送につきましては、一次救急、二次救急の当番表に基づき救急隊が病院を選定し、行っています。傷病者の状態によっては処置困難のため、受入れができない場合もあります。受入れにつきましては、ほぼ二次医療機関、伊豆今井浜病院、下田メディカルセンター、西伊豆健育会病院、伊豆東部病院などの病院で担っていただいているのが現在の状況です。

傷病の状況にあわせて対応できない場合があります。三次医療機関、順天堂病院ですね、そちらのほうを選択する場合もございます。

受入れできない主な原因につきましては、ケースによっては先生が専門外である場合があるなど、処置困難であることにあります。医師確保につきましては、先ほども申し上げましたが、二次医療圏で検討が行われていますので、そちらのほうで対応していきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今のお話の中で、救急医療については、確かに担当科医の外科であるとか、内科であるとか、そういうのもあるんですけども、実際問題は病院の先生によっては、例えば内科の先生でも技量によっては、いや、それ、受け入れられないよと言うと、そこで救急隊のほうは止まっちゃうらしいんですよ、ですもので、そこら辺がこれからの一つの課題にもなってくるのかなというふうに思います。

だからできるだけ救急としては受けていただく、そのようなお願いを救急隊のほうと町と一体になって、要は病院も一体となって救急医療の対応にはついていただければなというふうに思います。

それで、そういうような事案が発生しているのをどこまで町として把握しているのか。ちょっと難しいんですけども、町と消防救急隊と救急病院との打合せというんですかね、そこら辺はどのようにできているのか。病院に対して、例えば河津ですと今井浜病院があるんですけども、大きな支援もさせていただいていますので、そんな中で、河津で救急が発生したときに、結局外来で救急でも受けていただくように、ぜひ町のほうからもお話を進めていただきたい。もちろん病院のほうの都合もございましょうけれども、近くに病院があっても、わざわざ遠くの、事故があっても遠くの病院まで。軽い病気なのに、遠くの病院まで行かなければいけないというような事案が発生したりしますので、そこら辺を町と病院と三者で十分

お考えいただければなと思うんですけども、そこら辺をお伺いできればありがたいなと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町と救急隊と病院との関係だと思えます。

まず、特にお医者さんの関係というのは、大変判断が難しい問題があるかと思えます。お医者さんの判断がとにかく唯一でございますので、それをなかなかこちらがというわけにはいかない部分がありますので、その辺についてはできるだけ協力していただけるようなふだんからの関係を築くことが大事なのかなと、そういうふうに思っております。

特に河津町の場合は、町内の救急医療体制につきましては、先ほど課長の答弁のとおり、伊豆今井浜病院が救急医療の受入れ病院として大きな役割を担っております。近くに救急医療や二次の救急病院があることは大変ありがたいと思っております。また、救急医療ではありませんが、上河津診療所につきましても、訪問診療を含めて、上地区をはじめ、地域医療の重要な役割を果たしていると思っております。特に、ここ数年の新型コロナウイルスのワクチン接種については、町内の一般や地域診療所と病院関係者の協力の下に、スムーズに実施することができました。本当にこの場を借りて感謝したいと思います。大変感謝しております。

そういうことで、幾つかのお尋ねの点はございますが、担当課長より答弁をさせます。私からは以上です。

○議長（上村和正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 町、消防救急隊、救急病院等の打合せにつきまして、ご説明差し上げます。

近隣病院の受入れにつきましては、かかりつけ医である場合や傷病者の強い希望がある場合というものは、消防隊のほうで依頼をすることがあると伺っております。受入れにつきましては、ケース・バイ・ケースの形になります。打合せにつきましては、消防、二次救急医療圏の各病院で、救急搬送の現状について定期的に意見交換を行っております。町におきましては、個別に救急隊、病院に要望等を伺っている状況でございます。

救急の受入れのことにつきましては、医師不足を原因とした医療体制が原因となっております。改善するためには、町単位ではなく、県を主体として賀茂医療圏で医療体制の確保を検討していく必要があり、その施策が今実際行われております。

以上になります。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 医療というのは、町民の本当の何かあったときの最後のとりでになると思いますので、町のほうもそこら辺に手を差し伸べていただいて、よりよい医療圏ができるようにぜひお願いしたいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和4年河津町議会第2回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問したいと思います。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、河津桜まちづくり計画の進捗について。

2件目、町バス・町営バスの安全管理について。

3件目、民間企業との共創について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

1件目、河津桜まちづくり計画の進捗についてお伺いします。

各戸にも配付されました、この河津桜まちづくり計画については、計画作成の段階から、私も一般質問で取り上げさせていただいており、以前より、この計画は、観光、景観はもちろんのこと、防災までを兼ね備えた河津町が持続可能であり続けるための、本当にすばらしいまちづくり計画と感じており、その実行性が、河津桜発祥の地としても、この先、将来への持続可能な河津桜まつりを開催していく上でも、とっても重要であり、町の、また町民のシンボルである河津桜を次世代につなぐ重要な計画であると感じており、これを実行しないのは、今、ここに町政に関わる自分たちの責任であると思うので、今回改めて質問させていただきたいと思います。

令和2年3月に策定された、この河津桜まちづくり計画は、令和2年度、2020年から令和11年度、2029年までの10年間としており、その計画から2年が経過しておりますが、この実行状況と進捗についてお伺いします。

①この2年間の実行状況と進捗状況は。

②今年度当初予算で552万円計上されておりますが、どのような事業推進を考えておられるのか。

以上、2点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の河津桜まちづくり計画の進捗について、最初2点ほどお尋ねですので、お答えします。

河津桜まちづくり計画の推進については、これまで何回か答弁をしてきておりますが、策定に至るまでの経緯もありまして、河津川の河川管理者であります静岡県土木事務所との関連の下に策定したものでございます。

計画策定の趣旨でございますが、計画の中で記載されており、河津川沿いの河津桜が、平成10年制定の国の植栽基準を満たしておらず、今後倒木や枯れた場合には、同じ場所に植栽できない状況が生まれます。これらの状況を踏まえて、平成30年に河津川流域における河津桜並木基本方針が策定をされまして、河津川流域に限定した河津桜維持保全のための方針であり、河津桜のまちづくり全般の対応でなく、令和2年3月に河津桜の総合的なまちづくりの計画として、新たな河津桜まちづくり計画を作成したものであります。

この2年間の対応につきましては、当初の計画では、メインである河津川堤の河津桜の関係につきましては、並行して進んでいた県による河津川河川整備計画の策定に合わせて重点的に進める方針でございました。しかし、県の河川整備計画作成に当たり、下田土木事務所

からヒアリングもあり、進んでおりましたが、現在の状況では完成に至ることはできないと聞いております。

お尋ねの予算関係につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、お尋ねの予算関係です。

令和4年度の桜振興費522万円の主な支出項目ですと、需用費が212万4,000円、この需用費には、花の会の予算もこの項目に入っております。花の会の苗代や、肥料、薬品代が主でございます。あとは、桜保護のための高所剪定などの手数料が135万円ほど、重機借上げや土地の賃借料が63万4,000円ほど。また、補助金としましては、花の会に43万2,000円、補助金に40万円、この辺が主な支出項目になっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 今ちょっとびっくりしちゃったんですけども、河川整備計画が完成に至れないということで、この計画が、じゃ、10年間どころか進められないのかという、今、ちょっと不安に陥ったんですけども、ちょっとそこら辺、教えていただければと思います。

このまちづくり計画、本当にすごいいいと思って、やっぱり河津桜で本当に恩恵を受けている私どもの町としては、やっぱりこの計画が実際遂行されなければ、町としても残れないような気がするぐらい僕は重要なものだと思えていたものですから、今回質問させていただきました。

この中で、この河津桜まちづくり計画には、一応6つの整備基本方針がありまして、1つ目に土地利用基盤整備、2つ目に桜の拠点ネットワーク形成、3つ目に景観形成、景観誘導、4つ目に民間施設の誘導、5つ目にソフトプログラム、6つ目に計画の推進ということで、最後のところがすごく重要で、「町民1人ひとりの河津桜に対する愛着と関心を高めるとともに、町民、企業等、行政の協働連携による河津桜のまちづくりを進め、維持していくことを目指します」ということで、本当に重要な計画だと感じております。

その中の1つ目の土地利用基盤整備という中で、防災面からも、この計画、堤防の背後地の活用では、河川の治水のために必要なかさ上げと腹づけ、伊豆縦貫自動車道の建設発生土を活用した基盤整備とも書いてあります。また、この計画の中で、河津桜沿いの桜並木にもついて、こう書かれております。「河川法の規制により、今後堤防に影響を与える場所への

植栽ができないことを踏まえ、計画的な植栽を進めます」とあります。

この計画が2年たち、町はどのように河津川沿いの桜並木を計画的な植栽を考えて進めていくのか。また、整備基本方針の中の、②の拠点ネットワーク形成、新たな拠点づくりという中で、4つの拠点づくりを挙げております。4つの拠点づくりですが、①の防災公園、②のバガテル公園、③の河津桜原木公園、④の七滝周辺とあります。中でも、③の河津桜原木公園ですが、この六十数年の河津桜のストーリーの中で、河津桜の原木は、この1本から日本全国に、また、海外にも、この河津町を知らしめた原木です。平成31年3月に3月定例会の私の一般質問でも、原木の老朽化対策ということで、町長は原木も今後生育にも不安があるので、原木の遺伝子を引き継いだ第2原木を植栽していくことも、今後検討していきたいと答弁をされております。

これを次世代につなぐ上でも、河津桜まつりを持続可能にしていく上でも、河津桜原木公園を新たな拠点づくりとして行いませんか。2つの質問として、河津川沿い堤防背後地整備と、河津川沿いの桜並木の計画的な植栽について、2つ目、新たな拠点づくりとしての河津桜原木公園の整備は、以上2件お願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、1問目の関連があります県の河川整備計画の関係ですけれども、これはずっとできないということではなくて、県も当然進めていると思いますが、まだ完成に至っていないという話でございます。これについては、1問目の答弁でお答えしましたけれども、この経緯がありまして、河津川の河川管理者であります土木事務所の意見等も大分取り入れた中で、これまでずっと進めております。当然河津桜まちづくり計画についても、土木事務所が入っていただいた中でつくっております。とにかく河津川周辺の河津桜の維持、今後管理が大変重要になってきますので、県の河川整備計画に沿った中でやっていかないと、手戻りになる可能性もあるものですから、以前の打合せの中では、もっと早くできるということで、いろいろ計画進めてきましたけれども、県の実情はよく分かりませんが、そういう中で、現在県も進めておりますので、今後も一緒になって進めていきたいと思っておりますけれども、一応大きな影響が、それによってあるのかなと思いますけれども、できるだけ早く進めたいなと思っております。

それから、今の状況でございますけれども、計画策定が、県が進んでいないということもある中で、町として重点的な検討を進めることができている状況であります。現状では、ボランティア団体などの協力を得ながら、全体の維持管理を重点的に進めるほか、原木の維

持管理などを行っている状況であります。お尋ねの県の河川整備計画、あるいは道路事業等の関係も大いにありますので、今後協議を進めて、原木公園等も含めて、背後地も含めて、検討を進めていきたいなど、そう思っております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、今年度の事業としましては、先ほどの町長の答弁にありましたように、桜守人など、ボランティアを中心とした活動の推進によりまして、全体の維持管理を重点的に進めるほか、原木の維持管理などを行ってまいります。

また、河津川沿いの背後地の整備、河津桜原木公園の拠点づくりなどにつきましては、先ほどの答弁にありましたように、河川整備計画などととも大きく関連しております。河津桜まちづくり計画は、令和2年度から11年度の計画期間としております。これは、実施計画ではありませんので、先ほどの河川整備計画で、都市計画のマスタープラン、またはその他道路の計画とかそういったものと関連して行っていきたいと考えております。ですので、拠点が単独で何かをつくったりということではなくて、他の計画とともに、計画的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 理解できました。

昨年策定された河津町の第5次総合計画の第3編基本計画、第1章地域資源を生かし、魅力あふれるまちづくり。1番目の観光交流振興の主要な施策の中の①河津桜まつりの充実の中で、このように書かれています。「河津桜まちづくり計画に基づき、祭り会場、町内各地に分散化し」、途中省きますけれども、「さらに充実した祭りとして育てます」とあります。また、河津川沿いの桜並木についても、「河津川沿いの桜並木を後世にわたって引き継いでいくために、桜並木を維持するための河川整備や堤防背後地の活用を検討します」とありまして、今、課長がおっしゃっていただいたように、河川整備計画も含めて、道路、いろんなものも含めて、総合的に10年にこだわることなく、やっぱりまちづくりとして重要な部分を担っているんで、進めていきますよというお言葉をいただきましたんで、ぜひこれ進めていただかないと、本当に不安になってしまうというか、河津大丈夫かなと、僕も本当に、計画も8年しかもうないのに、大丈夫かなと、本当に実行できるんですかという不安がありましたんで、第5次総合計画との整合性を図るためにも、この計画をぜひとも実行していただき

たい。そうしませんと、本当に将来の河津を次世代につなげられないのではないかと思います。ぜひ、河川整備計画は、県があることですから、これを進めないと、うちの町の将来がなくなるというような思いで、気持ちで、ぜひ県とも向き合っていて、堤防背後地整備等、現在の原木近くに河津桜原木公園の計画整備の検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

第30回の記念行事の一つとして、河津桜サミット（シンポジウム）が開催される予定でありました。以前にも一般質問で、第30回の記念行事として、河津桜サミットの質問をさせていただき、その際、町長にも前向きな答弁をいただきました。河津桜交流協会のような形で、河津桜を活用した地域おこし、まちづくりをしている団体と、つなぐ拠点づくりということで、準備まで実際されました。それも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による中止ということで、残念ながら実行は夢物語となってしまいました。

しかしながら、この河津桜まちづくり計画の中でも、河津桜シンポジウムの開催はうたわれており、これだけ日本全国、海外まで広まった河津桜を一つにつなげられるのは、この河津町でしかありません。発祥の地だからこそ、この町が主導権を取る。ほかの町が音頭を取り、そこにお伺いしますということでは、ちょっと違うように思うのですが、河津桜サミット（シンポジウム）の再検討はいかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜シンポジウムの再検討についてお尋ねですので、お答えします。経緯については、繰り返しになりますけれども、議員がおっしゃったように河津桜サミット（シンポジウム）の開催につきましては、河津桜まつりの第30回の記念事業として計画をしましたが、コロナの感染拡大により、交流等の自治体のパネルのみの展示となりました。

この事業につきましては、私も河津桜を通して、関係人口をさらに増やせないかという趣旨もあったものですから、この開催について、当時決定をしたわけですが、コロナの関係で進まなかったというのが現実でございます。今後でございますけれども、今後は、全国の河津桜を通じた交流事業、もう一度どう進めていくか、担当課で再度検討しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 私は、やはり河津桜は後世に残さなければいけない、町の第一のシン

ボルだと思えます。この河津桜まちづくり計画が一つ一つ実行されることが、河津の生き残りの道でもあると思えますし、町民の誇りを後世へつなぐことと思えます。また、堤防背後地の利用では、河津川の治水を含め、早急に進めなければいけない課題であり、河津桜を活用したまちづくりができるチャンスでもあると思えます。伊豆縦貫自動車道という、一生に一度あるかないかの国家プロジェクトを利用できるチャンスをつかむために、国土交通省に陳情に行くのでしたら、議会も協力し、河津町全体を挙げ、進めていこうじゃありませんか。本当に、今動かなければ、将来の河津町が衰退すると思えます。町が生き残るすべだと思えます。計画はあと8年です。計画推進の中でも、初期、中期、長期と、スケジュールもつくってあるじゃないですか。しかし、しっかりとそのローリングをしてもらい、計画倒れをすることではなく、危機感を持って、オール河津で後世へ、次世代に河津町をつなげるまちづくりをお願いし、次の質問に移りたいと思えます。

続いて、2件目、町バス・町営バスの安全管理について、お伺いします。

2021年6月、千葉県八街市で下校途中の小学生5人が飲酒運転の大型トラックにはねられ、死傷した事故は、皆様の記憶にも新しいところと思えます。この事故を受け、今年2022年4月より、道路交通法施行規則の一部が改正され、また、10月にもさらに強化し、段階的に厳しく改正されます。

この改正では、新たに安全運転管理者の業務が加わり、次のような車を保有する事業所が対象となります。乗車定員11名以上の自動車1台以上、そのほかの自動車、トラックを含む5台以上、以上の台数を保有している場合に、自動車の安全な運転のために必要な業務を担当する安全運転管理者を選任することとなります。2022年4月に施行された道路交通法施行規則の要約ですが、1つ目には、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェック、2つ目に酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する。10月に施行される道路交通法施行規則の、こちらも要約ですが、1つ目がアルコール検知器を使った酒気帯びの有無の確認、2つ目、アルコール検知器を常時有効に保持、これらを踏まえお伺いいたします。

①町バス・町営バス・マイクロバスの運行管理、現状について、どのような安全運転管理体制を取っているのか。安全運転管理者の選任、設置は、点呼や始業前点検方法等は、記録の保管、運行記録簿など、取扱いはあるのか。運転者の始業前、業務後のアルコールチェックは記録されているのか。

②また、10月以降より、安全運転管理者による対面での点呼、もしくはモニターを活用し

たアルコール検知器の活用、直行直帰の場合の対応は、アルコール検知器を常備用意しなければいけない等、一層厳しくなる安全運転管理体制をどのように対応していくのか。

以上2点、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問に答えたいと思います。

運行管理と今後の交通法の改正に伴う対応ということで、2点お尋ねがありました。お答えします。

詳しいことは、後ほど担当課長よりお答えします。

これは、他の議員の質問にも答えてあるので、少し繰り返しになる部分がありますが、スクールバスの活用も図られるのか、また自主運行バス、町営バス、町バスと、全体の状況を踏まえて、先ほど申したように、公共交通対策として、対応を考えたいなと思っております。

現状については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、まず、安全運転管理者の設置、点呼や始業前点検、運行記録簿、始業前、業務後のアルコールチェックについて、まずお答えします。

前提としまして、町バス、町営バス、マイクロバスの運行につきましては、包括業務委託ということで、株式会社共立メンテナンスに運行業務を委託してございます。ただ、安全運転管理者につきましては、株式会社共立メンテナンス中日本事業部東海支部河津営業所支店長兼所長が管理者となっているところでございます。

次に、点呼や始業前点検並びにアルコールチェックにつきましては、株式会社共立メンテナンスが伊豆警備保障株式会社へ委託し、行っておりまして、乗務後のアルコールチェックと運行日誌の確認につきましては、町並びに伊豆警備保障株式会社にて行っているところでございます。

次に、2022年の道路交通法改正についての対応ということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたとおり、道路交通法の施行規則が改正をされまして、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックと酒気帯びの有無についての記録を行い、記録を1年間保存ということになります。

町では、委託業者と協議し、本年5月1日より、さきに説明したとおりの対応を行っているところでございます。アルコールチェックにつきましては、アルコール検知器の結果を対

面目視で確認しております。記録簿については、確認者名、運転者名、乗務者の自動車登録番号、確認方法、酒気帯びの有無、指示事項等の項目について確認し、整備しているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） もう早い対応で、5月1日に共立さんと業務委託を締結したということで、今までは、ただ車を持っていれば、そのまま運転できたよというものが、なかなかこの施行規則の一部改正によって、大分厳しくなって、さらに10月には、アルコールチェッカーを持たせないといけないみたいなどころまで関わっていたものですから、その対応はどうかかなと思っていましたけれども、本当にいち早い対応をしていただいています。安心しました。やっぱり事故があってから対応するじゃ、本当に後手後手に回ってしまいますので、こういった形で、早め早めに動いてくれたことは本当にありがたいことと思います。

町バス・町営バス・マイクロバスに関しましての安全運転管理体制に関しましては、理解できましたので、次の質問に移ります。

先ほど来質問をさせていただいておりますし、前の議員のほうも質問されておりました。これから町のほうが考えられるスクールバスなどの新しい交通網での、この度の道路交通法施行規則の一部改正に伴い、スクールバスなんかの今後の運行方法や運行形態をどのように考えて進めていらっしゃるのか、ちょっとその点も併せてお願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 来年度から運行予定のスクールバスの運行形態について、説明させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、道路交通法施行規則の改正により、運行管理を町が直接行うことがより難しくなると想定されます。

また、乗車定員11人以上、29人以下の自動車を2台以上使用する場合は、整備管理者の選任も必要になり、有資格者へ委託することが必要となりますので、運行については、委託する予定で進めております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 私も前職が運送業者というか、バス会社におったもので、やっぱり安全運転管理というのは、本当今大変ですし、私ども第1常任委員会でも、バス会社さんのほ

うに視察に行ったりしたんですけれども、僕が働いていた10年前とはもう全然違って、本当に対面点呼に近い状態で運行管理をやっていました。

そういう中で、全協とかの説明ですと、バスを買うよ、運転士を雇うよ、はい、スクールバスでやりますよという感覚で、この道路交通法の施行規則の改正によって、そういうことが、今までできたものができなくなるということが、やっぱり4月以降の変わるという部分が本当に大きいなと思ったんで、町のほうがどうやって考えているのかなというのが、本当に思っていたんですけれども、やっぱり町が管理を、それを全部やるということとなると、本当に莫大なお金もかかると思いますし、安全・安心に関わる費用というのは大きくなっているんで、委託を考えているよということでもよかったなど、自分自身は感じております。

じゃ、変わりました、続きまして、3件目の民間企業との共創について、お伺いしたいと思います。

先日、大手運送業者のセンターが5月末日をもって閉鎖することとなりました。ミカンを取り扱う高齢の農家さん、また、通信販売等で利用されている食品加工業者さん、町外にいる子供や親戚に荷物を送る方、また、時間に家を不在にされることの多い方は、配送を受けられないものですから、営業所止めを利用されていた方など、多くの町民の皆様から、なくなると困るとのお声が、私のところにも届き、自分自身でもできることを模索しながら、何とかならないものかと、地元の国会議員の秘書や、県議会議員の先生にも、直接お話をしたり、相談をさせていただいたのですが、やはり、一企業の決断なので、決定は仕方ないと。また、本部のコールセンターへ問合せもしたりもしたんですけれども、私の言うことを聞くだけでどうにもならないという感じでした。

実際、会社の理由は、施設の老朽化や働き手不足によるものだということでしたが、自分自身は、この閉鎖のタイミングが、過疎地域に指定されたこと、また、今年度完成予定の河津下田道路2期工事区間などの開通など、むしろ、今後伊豆縦貫道の全線開通により、河津町は南伊豆地区の拠点になり得ると思っていたものですから、この撤退と、ショックは、私は本当に危機感を感じております。今回、大手運送業者さんのセンター撤退ですけれども、町はどのように感じているか、お答えいただけるとありがたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、民間企業との共創の中で、大手運送会社の企業撤退についてお尋ねですので、お答えします。

経緯については、議員と同じような私も状況なんですけれども、町内にある、該当する運

送業者のセンター撤退については、私も5月の初旬に町民から聞きました。急な話で、町民の中にも不安の声が聞かれましたので、センターへ直接行き、話も聞き、また、その会社に以前勤めていたエリア責任者が町内在住でしたので、状況を聞きまして、併せて対応策もお願いしましたが、既に決定をしていることで、難しいとお考えのようでした。これは議員と同じかと思われまます。

今後の対応でございますが、聞きますと、将来の計画もあるような話も聞いておりますので、今後の状況の推移を見守りたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 本当に、町長もそうやって町民の声を聞いてくれて、動いていただいたということが、本当にありがたいことだと思います。人口減少による過疎化を踏まえ、これから自主財源も減っていく、そういった中で、内閣府も地方創生の一つとして、企業版ふるさと納税や、デジタル田園都市構想等の民間企業掛ける自治体という形を後押ししています。民間企業も、ただ収益を上げるのではなく、多くの企業が、社会的責任を求められ、その中の一つとして、地域貢献も含まれております。多くの企業が自治体とともにその目的に向かってるのが現状と感じております。

そこでお伺いします。

町の考える民間企業との共創と、ビジョンはどう考えていらっしゃるのか。今年度河津バガテル公園で、民間企業に指定管理の公募をし、毎年膨らむ町の税金を少しでも抑え、河津バガテル公園の再生にも、民間企業のアイデアで寄与してもらい、官民連携を図っていくことと思われるが、今後ほかの場においても、民間企業の活力の創出をどのように考えておられるのか。

1つ目、町の考える民間企業との共創と、そのビジョンは。

2つ目、今後の民間企業との活力の創出とは。

以上2件、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの議員の質問にお答えします。

まず、民間企業との共創については、私の2期目の方針として、重点施策でございますが、これまでのオール河津のまちづくりに加えて、民間企業の力も加えたまちづくりを推進するために、共に創る、共創という考えの下に進めていこうとするものでございます。

これは、先ほど、他の議員の質問にも答えておりますが、やっぱり人口減少ですとか、少子高齢化の対策として、人口をいかに増やすかという中で、これまで子育てを中心とした対策があったわけですが、これからは、その企業といいますか、雇用の場を創出しなければ、なかなか定住につながらないだろうということで、その力として、民間企業のそういう力を借りてやっていこうというのが、私の考え方でございます。そういう中で、共に創るということで、共創のまちづくりを進めていこうという考え方でございます。

それから、今後のまちづくりを考えた中で、特に少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来ですとか、町民の価値観やコロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化など、町民のニーズが複雑多様化してきております。これまでの行政の視点だけではなくて、それぞれの特徴を生かしながら、問題解決を行い、持続可能なまちづくりを進めるために、新たな魅力や価値を、共創の考えの下につくり上げていきたいと考えております。

当面の課題であります公共施設や用地の活用も進めていく中で、町独自で行うのではなくて、民間の企画力や参入も含めて考えていかなければならないと考えております。そういう意味で、バガテル公園の公募も、2期目にトライをしているところでございます。具体的にはいろいろ考えられますが、まず町として行ったことは、町の組織改革として、外部の受入れや交渉の窓口となる秘書交流係を置きまして、そこから、各課と外部とのつなぎ役として、役目を担うことといたしました。これもまだ始まったばかりですので、新たな指針の下で、あらゆる可能性を秘めておりまして、大変期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 今、町長がおっしゃっていただいたんですけれども、交流係が、じゃ、窓口になって、横断的に各課を結んでいきますよと。すばらしいと思います。ありがとうございます。

次に、企業版ふるさと納税の進捗はについて、お伺いします。

私の令和2年第3回定例会の一般質問で、当時の企画課長は、企業版ふるさと納税についてこう答弁されております。「内閣府もコロナ禍で登録申請の推進をされておりますので、その申請を早めに行けるように努力したい」とおっしゃっております。その後の進捗として、登録申請の内容は、今質問させてもらったんですけれども、誰が企業とのマッチングをしていくのか、そのマッチング方法はどのようなプラットフォームを活用していくのか、企業版ふるさと納税のその後の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 企業版ふるさと納税の進捗状況等、説明させていただきたい
と思います。

企業版ふるさと納税ですが、現在町のホームページにて、募集をしているところがございます。当町の対象地方創生プロジェクトにつきましては、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業としております。

また、昨年度、令和4年2月には、民間業者主催によります自治体企業オンラインマッチングイベントへも参加をいたしまして、コロナ禍によりウェブでの対応となりましたが、食用バラの六次産業化、地域公共交通対策、災害時孤立地域対策にテーマを絞った中で、イベント当日につきましては、ウェブ相談5社、後日の個別相談は7社との意見交換をさせていただいた実績がございます。

まだ、成果は出せておりませんが、先ほど町長も申しましたとおり、新設した秘書交流係を中心に、県の東京事務所や渋谷区NPO法人ふるさと回帰支援センター等の協力も得ながら、官民マッチングイベント等にも積極的に参加し、官民協働の施策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） コロナ禍でもウェブでマッチング会議に参加したということで、企業版ふるさと納税が全然正直上がってこないなと思っていたものですから、コロナに甘んじて、動きを全然していないのかなと思ったら、割かしやってくれたと。今後に期待していきんですけれども、もちろん、これから本当の、ウィズコロナの中で、やっぱりどうやってここからスタート、ロケットスタートを切るんじゃなくて、本当に今までの実績がこれからの実績につながってくると思うんで、そういったものを活用してしてくれたのはありがたいと思いますし、今後、より一層に、本当に民間のほうでいろいろ企画をされて、いろんなプラットフォームがあります。そういった中で、ぜひ実を結んでいただいて、企業版ふるさと納税も、企業の税控除がたしか令和2年から令和6年までだったと思います。早急に、河津を応援してしてくれる企業さんを見つけて、マッチングをお願いしたいと思います。

自分自身が思うことは、先ほど申しあげました河津桜まちづくり計画のところでも話しましたが、やっぱりこの町は、河津桜を前面に推し進め、河津桜まつりを30年継続してまいりました。これは、町の誇りであり、これから先の30年も継続し続けることが町の存続である

とも考えます。

しかしながら、今までと同じように河津桜まつり実行委員会という組織で、同じように進めていくのではなく、私は、個人的に思うのは、30回の記念大会のときに、2件のスポンサーにご協力をいただき、その方々とお話をし、情報量の多さ、アイデア、人脈、全てにおいて、民間企業のパワーというものを感じました。例えば、今後河津桜まつりの企画にも、民間企業に入ってもらい、力を借りながら、ポテンシャルを上げ、新しい時代に合った河津桜まつりを考えていくことが、これからも持続可能なお祭りを開催できるのではないかと思います。

ぜひいろんな分野で官民の連携を図っていただき、また、まちづくりにおいても、民間の力を借りながら、過疎に進むからしようがないのではなく、明るくワクワクするまちづくりを進めていただきたいと思いますし、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

午後3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

4番、遠藤嘉規議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和4年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりです。

1 件目、通学バスの利用状況について。

2 件目、町の情報発信におけるLINEの活用について。

3 件目、ツキノワグマへの対応について。

以上、3件でございます。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

1 問目、通学バスの利用状況について、質問をいたします。

来年度から、小学校が統合され、スクールバスの運行が始まります。新小学校へ徒歩圏外の児童は全員バスを利用することになるかと思えます。スクールバスとは違いますが、小学校から中学校へ進学しますと、通学にバスを使うという生徒が出てきます。そちらの生徒たちは、スクールバス運用に先んじて、バスで学校へ通うという状況が発生するわけですが、現状では、バスの利用者がとても少ないというような声を聞いております。通学バスの利用状況は現在どのようになっているのか、回答を求めます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 通学バスの利用状況ということで、申し上げたいと思います。

まず、うちのほうで把握している状況でございますけれども、定期券の購入状況というのがございます。こちらですけれども、令和3年度の実績につきましては、延べ9件、通学回数券につきましては、延べ35件の購入実績がありました。

また、今回の質問を受けまして、教育委員会のほうで、5月20日、1日ですけれども、中学生バス利用状況を調査していただいております。その実績ですけれども、往路、復路合わせて1名の利用ということで聞いております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 定期券が9件で、回数券が35件、往復路を使っている生徒に関しては、

1日の調査ですが1名のみだったというようなことなんですけれども、利用者が少ない少ないというのは、前々からあった話なのかなというふうに思うんですけれども、利用者が少ないという状況には、確実に何がしかの理由があるのかなというふうに考えます。町の認識と利用者の認識に、これはずれがあるんじゃないのかなというふうに感じるんですけれども、利用者である生徒の認識ですとか、また、保護者の認識と、学校ですとか、教育委員会の認識、また、バスの運行を調整している町の考え方、こういったものにちょっとずれがあるのかなというふうに考えます。

実際に、生徒を中学校に通わせている複数の保護者の声として、朝の部活の時間を考えると、バスの時間が合わないので、送り迎えをするしかないよという声ですとか、また、部活の終了後の帰り、このときには、季節によっては、もうそもそもバスがないから迎えに行くしかないよという声、あと、土曜日ですとか、そういったタイミング、学校がない日のタイミングの部活に関しては、そもそももうバスがないよとか、そういった話が聞こえてきます。学校に通うのに、公共手段を使っていくことがそもそもできないというようなこの状況を、町はどのように考えているのか。

また、先日、議員月例会で公共交通をテーマに勉強会があったのですが、東海バスの方に来ていただいて、実際のバスの利用についての意見交換を行ったり等を行いました。その中において、東海バスさんなので、伊豆半島かなり広い範囲の話にはなるんですけども、通学バスについてどういうふうな対応をしているのかという話を伺いましたところ、高校生が主に対象としてですけども、毎年ニーズ調査を高校生に直接行っていると。その上で時刻表の調整をしているという話をお伺いしました。対して、河津町を走っている通学バスに関して、中学生の調査はしているのかという話をしたところ、中学生のバスに関しては、町とか、教育委員会から要望を受けてバスの時間を調整するので、東海バスとしては、中学生を対象に調査はしていないということでした。町は利用者である中学生のニーズ調査といったものを行っているのか、していないのか、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員がお尋ねの中学生の通学バスの状況、その中で、認識のずれですとか、ニーズ調査の件についてお答えします。

通学バスにつきましては、先の議員の質問もありまして、現在は自主運行バスと、町営バスの運行によって対応しておりまして、状況について、さきの答弁のとおりであります。運行に際しての利用者との認識の違いをお尋ねですが、それぞれ年度初めに向けて、運行事業者の東海バスさんや、学校などと協議をして、配慮した上で決定しているものと認識しております。委託事業ですので、通常以外の時間の変更に対応するのが難しい状況でもありまして、いろいろな声もあろうかと思いますが、制度上のことであり、ご理解をいただきたいと思っております。

議員がお尋ねの勉強会等の意見交換で、運行事業者が高校生へのニーズ調査を行った中で、時刻表を配慮している件でございますが、中学校については、先ほど述べたとおり、学校とも、教育委員会等も交えて協議をして、そして、交通事業者等の協議も踏まえて決めており

ますので、特に現状のやり方で問題はないと考えております。

中学生に調査をするかの件でございますが、生徒自身よりも、学校の要望を受けて対応をしていますので、特に現状では、中学生個人の要望を受けることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 一応この自主運行バスに関しては、町が税金を投入して、東海バスに運行していただいているバスなので、でき得る限り有効に活用するほうがいいのかというふうに考えるんですけども、利用者がいないということであれば、何がしかの問題がそこにある。実際には、子供たちは、学校に通っているのにもかかわらず、利用者がいないというのは、走っているのは知っているけれども、使うことができないというのがあろうかと思うので、何がしかの対応が必要なのかなというふうに思います。

思い返してみると、子供たちが幼稚園に通っていた頃を思い出すと、幼稚園へは毎日バスで通っていたんですね。幼稚園の先生方のほうから、父兄に対しても、ぜひ町が走らせているバスですから、なるべく使ってくださいねというようなアナウンスが、幼稚園のほうからあったというふうに記憶をしております。

逆に、中学校入学時に、学校側からアンケートがございまして、通学に当たってバスを使うのか、電車を使うのか、親が送迎をするのか、このあたりをアンケート調査で出すような仕組みがありました。このアンケート記入するに当たって、入学説明会とかそういった場でも、バス通学についての説明というのが一切ないんですね。なので、部活が始まるというのは承知しているけれども、部活が実際何時から始まるのかというようなものは一切分からないという状況の中で回答しなければならない。そうすると、当然周りにはいる中学生の子供を持っている父兄に当然聞いたりということをするわけですけども、その流れの中で、部活に行こうと思ったら間に合わないよという話があったり、せんだって調整が入ったから、今なら間に合うんじゃないかなという話があったり、実態のところはちょっと分からない。そういった中で、じゃ、子供が学校に遅れるのを前提にバスでよしとしてしまうのはできないから、父兄が送るしかない、こういった選択肢の中で、もうそもそもバスを利用するという選択肢がないような状態でスタートしているのが現状なのかなというふうに思います。

持続的な公共交通の在り方、今回公共交通についての質問される議員さん多いんですけども、その中で、やっぱり持続的な公共交通の在り方というのは、通学に限らず生活をしていく上で、買物をしていく上で、免許証の返納なんていったところも考えていくと、なけれ

ばならないライフラインの一つなのかなというふうに思うんですけども、利用者に寄り添った時刻の見直しと、バスの利用促進、こういった取組が改めて必要なのかなというふうに思うんですけども、今後の町の対応について、回答をいただければと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後のバスの対応についてのご質問ですので、お答えいたします。

特に次年度の公共交通対策にも関係します。そういう中で、スクールバスの活用と、これまでの自主運行バスを含めた事業との見直しをどう図るかが今後の大きな課題であると考えております。あわせて、中学生のバス利用者の負担軽減の問題なども検討をしなければならないと考えております。議員がお尋ねのように、町のバス運行事業を行うのには、できるだけ多くの人に使ってもらうことが大事で、それぞれの理由の中で、全ての問題をクリアできるとは思いませんが、ルールをつくった中で、利用していただけるよう努力したいと考えております。そのための見直し作業を今年度中に行い、来年度実施予定でありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 全ての問題を解決するというのは、本当にこれは難しい問題だというのは重々承知をしております。そんな中であって、やっぱり学校に通うという生徒は確実にいるというのは間違いないので、出来得る限り、その学生のライフサイクルに合った形で、もし時刻表を見直すだったりとかいうようなことが可能なのであれば、対応していただくことで、公共交通の存続に一助となるのかなというふうに思いますので、検討していただけたらなというふうに思います。

逆に、バスに合わせて、学校の時間、例えば部活の時間が短くなったりとかということになると、それはそれで、また本末転倒なのかなというふうに思いますので、学校側とのすり合わせ、生徒父兄とのすり合わせなんていうのも、しっかりしていただいた上で、検討していただきたいなと思います。

新小学校、始まると、もう小学校からバスで通学するというのが当たり前の生活になる子供たちが中学校に行くようになりますので、タイミングとしては、バスで通学するのが当たり前ということになろうかと思えます。いいタイミングですので、しっかりそのあたりを検討していただけたらいいなと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、2件目の質問へ移らせていただきます。

町の情報発信におけるLINEの活用ということで、質問をいたします。

現在、町の情報発信ですけれども、緊急の要件に関しては、同報無線ですとか、防災メールといったものが活用されております。その他の案件に関してアナウンスをするようなものに関しては、町の広報紙が主体となって、また、ホームページの充実なんかなにも力を入れております。場合によっては、新聞の折り込み広告なんていうものも、コロナのときには使われたりということで、かなりいろいろな手段を考えて、情報発信をしていこうとしているというのは分かるんですけれども、それでも、昨今主流になってきているプッシュ型の情報発信というものに関しては、やはり弱いのかなというふうに感じております。

東伊豆町では、LINEの公式アカウントを町でつくりまして、情報発信を始めたんですけれども、そのような取組を河津町としてはどのように見ているのか、所見をいただけたらと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの町の情報発信によるLINEの活用について、東伊豆町の公式アカウントをつくった、その所見についてお伺いしますので、お答えします。

議員がお尋ねのように、現状町では、防災メールの活用充実を図っている状況であります。あわせて、登録者の増加に向けて、機会あるごとに呼びかけております。

東伊豆町の取組についての所見をお尋ねですが、仕組み等の内容をつかんでおりませんので、特に今の段階ではコメントはできません。

なお、東伊豆町の導入経過の状況については、分かる範囲で担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、東伊豆町での導入経過や現状について、承知している範囲で説明をさせていただきます。

東伊豆町では、導入前、情報配信メールというもので情報発信をしておりました。防災災害情報のほか、町のイベント情報や観光情報などを取り扱っており、様々な情報が混在している状態であったそうです。そのため、防災災害情報以外の情報発信ツールとして、利用者数の多いLINEにて、情報発信をできるよう構築をしていったというような状況だそうです。

それで、現在は、情報配信メールと比べ、約5割程度の1,900人の登録があり、移行期間

として、情報発信メール、LINEとで併用で利用している状況だそうです。東伊豆町の基幹システムとの調整等、システム構築を行っておりまして、導入費用と年間使用料等で5年間で約600万円の費用がかかっていると聞いてございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 東伊豆町が、もともと河津町と同じようにメールのみでの対応だったのが、LINEを導入して、現状5割の方が利用を始めていると。5年契約で600万円の費用がかかっているということで、調べていただいてありがとうございます。

先日、議会改革の一環ということで、議会の報告会というものを開催したんですね。コロナ対策を考慮して先着20名ということで開催したんですけれども、町で行う町政懇談会と同じように、やっぱり集まる人がとても少なかったなというのが、正直感じたんです。議会から町民の方々に、情報を発信する手段ということで考えると、今回は回覧板が主な発信媒体ということで行ったんですけれども、やはり改めて、議会サイドとしても、情報発信の手法の難しさというのをとても痛感した出来事だなというふうに感じております。

昨今では、LINEの利用者というのは、とても増えているという話がありまして、現在日本国でスマホを持っている方の8割を優に超える方がLINEを使っているなんていう民間の調査結果もあるようです。コロナ対策の情報発信の一環ということで、コロナ関係の情報発信、緊急情報から何からを含めて、LINEで町民、市民にアナウンスをしているという自治体もあります。県でも、公式アカウントを使ってという自治体が、県があるそうです。町で現在活用している防災メール、確かにスマートフォンでもパソコンでも届くメールではあるんですけれども、登録のときに、その防災メール、自分で入力して、1回空メールを打ってというようなことで、多少なりとも手間がかかるのかなということなんですけれども、LINEの場合は、現在使っていれば、検索してぼちっとやるだけなんで、そんなにいうほど手間もかからないのかなと。

例えば情報を発信する側、町サイドとして考えると、先ほど東伊豆町の件もありましたけれども、イベントの情報ですとか、子育て支援の情報、防災関係の情報、その他町から各種お知らせ、こういったものを設定することで、利用者の登録データを元にして、地域別、性別、年齢別、ターゲットを絞って、情報をスピーディーに発信することができるようです。また、その情報をもろう側の町民としては、その河津町のアカウントに自分が登録するときに、観光関係の情報が欲しいとか、防災関係の情報が欲しいとかということを登録すること

で、自分の欲しい情報を的確に確実に得ることができると。やっぱりプッシュ型でどんどん情報が来るといのは、今の時代に一番合っているのかな、見落としがないのかなというふうに思うんです。

町内では、実は教育委員会が既に公式アカウントを作成して活用しているということなんですけれども、町の公式アカウントをつくって、河津町でも町民に向けて、情報発信を行うというようなところを取り組んではどうかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町の取組の検討についてお尋ねですので、お答えします。

私も一般的には情報手段として活用されていることは承知しておりますが、前問でお答えしたように、現段階での導入については、コメントできる状況ではないと考えております。

今後、必要性を感じられれば、検討することになるやと思います。やるやらないについては、判断は総合的に判断する材料や知識の中で決めていきたいと考えております。

お尋ねの点については、それぞれの担当課長より答弁させます。また、教育委員会の取組については、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしく願います。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、LINEの活用についてということでございます。

LINEの活用ですけれども、当時、個人情報等の管理上の懸念の報道を受け、令和3年4月に内閣官房等、国の関係機関より、政府機関、地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた、今後のLINEサービス等利用の際の考え方、ガイドラインが示されております。住民等の個人情報を取り扱わない場合や住民等の個人情報を取り扱う行政サービスの場合、LINEサービスを決済手段の一つとして利用する場合、個人アカウントを業務連携等に利用する場合等、利用するサービスによって、ガイドラインが示されてございます。ガイドライン並びに東伊豆町はじめ、さきに導入した市町の状況を確認させていただきながら、導入については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 教育委員会でのLINEに関する取組について説明させていただきます。

教育委員会では、今年の4月12日に河津町教育委員会名でアカウントを作成し、主に教育委員会で開催する社会教育事業のイベント情報や活動状況などを発信するために導入しました。教育委員会は町の一部署なので、LINE社が地方公共団体へ提供している地方公共団体プランではなく、無料のフリープランで運用を開始しています。6月6日現在の登録者数は50件とまだまだ少ないですが、今後主催事業などを通じて、登録者の増加に努めていく予定であります。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきまして、現状としては、今後必要性を考えてということ、町長からお話をいただきました。

企画調整課長のほうからいただいた個人情報安全性であったりというのは、確かに以前そういったトラブルがあった会社ですので、その辺はとても気をつけていかなきゃいけない案件なのかなというふうに思いますが、それを受けて、LINEの会社のほうでもそれなりの対応をしたからこそ、他の自治体が使っているのかなというふうにも思います。決済手段として使えるというのに関しては、そこまではちょっとどうなのかなとも思ったりするんですけども、教育委員会さんのほうで、既に使っているという部分に関しては、あくまで一部署ということで、無料という範囲の中で使っているというようなことなんですけれども、せつかく有益なプッシュ型で、かなりの確率でスマートフォンを持っている方が使っているというようなツールなんで、ちょっと5年間で600万円というのは、すごいお金がかかるなどというのは、お話を聞いて感じたんですけども、今後周辺の市町とかで使っているところなんかを、ちょっと引き続き調査していただいて、今後手段として、有効かどうかということ、ところを研究をしていただいて判断をしていただければありがたいなというふうに思いますが、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど担当課長が申したように、近隣市町の状況等も確認をしながら、今後どういうふうに対応するか、検討したいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ぜひ、隣の東伊豆町で始まったことなので、比較的情報も入手しやすいのかなというふうに思いますので、継続で調査をしていただいて、有益であれば、ぜひ前

向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

3件目の質問に移ります。

ツキノワグマへの対応ということで質問をいたします。

昨年の7月に西伊豆町でツキノワグマが発見されました。わなにかかったツキノワグマが発見されたということで、その後県の野生動物保護の観点から、山に放されたということになっております。

その後の対応についてということで、昨年の9月にも質問をさせていただいたんですけども、西伊豆で昨年7月に捕まって以降、明確な出没報告というものが一切ないと。また、100年以上確認されていなかったというところから、今後の情勢を見守るといようなことで、回答をいただいております。ところが、先月の5月半ば頃、明確な確認ではなかったというような話ではあるんですけども、見高入谷の根木の田地区内で、ツキノワグマとおぼしき動物を目撃したというお話がありました。その後、東伊豆町の猟師さんが、ツキノワグマが通ったといわれるところを見て、足跡を確認をしたと、これは熊じゃないのかなという話になったというところまでは、結構町内でも伝わっているお話のかなと思うんですけども、その後の対応は一体どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員がお尋ねのツキノワグマの対応についてでございます。

今回の件につきましては、情報としては聞いておりますが、賀茂農林事務所から確認できていないとのことですので、現状では、情報収集の段階でございます。

なお、現在の対応状況につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、現在の状況についてお答えいたします。

5月15日に、目撃情報が東伊豆町に寄せられまして、東伊豆、河津町の両町の猟友会、また賀茂農林事務所と連絡を取り、現在、県からは未確認情報ということから、情報収集に努めるということになっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 賀茂農林事務所でも確認をできなかったというように、私、この間役場でお話をちょっと聞いたときは、その後猟友会ですとか、警察だとかそういったと

ころにお話が行って、パトロールなんかしてもらったなんていうような話は聞いているんですけども、そういったような対応はされていなかったということなんですかね。

不確かな情報であるということなんで、積極的な情報発信は控えているというようなことなんですけれども、不確かな情報ということで、何も発信できないというのは、地域の人間からすれば、実際うわさとしてはもう方々に駆けめぐっているけれども、それを否定する情報はないということで、地域の住民からすれば、真偽不明の情報ではある。だけれども、熊かもしれないというのは、ものすごい恐怖だと思うんです。当然畑で仕事をするにしても、この畑のやぶの向こうから、いつ熊が出るかもしれないということを、ただただおびえながら仕事をするというのは、ものすごいこれ仕事にならないのかなと。実際、入谷の方に話を聞いた中では、畑の中に軽自動車、軽トラックを持ち込んで、その車の周辺でしか怖くて作業ができない。これじゃ作業にならないというようなお話を実際に農家の方からも伺ったんですね。

不確かな情報だから発信できないよというのであれば、例えば同報無線の中で、オレオレ詐欺の注意喚起の情報なんていうのは、時々流れたりするのかなと思うんですけども、これ何かだつて、じゃ、実際そのオレオレ詐欺が誰んちへいつ来たんだなんていうのはよく分からないけれども、来るかもしれないよという情報として流れるわけですよ、町民に対して。熊かどうか不明だと言いますけれども、伊豆の山に熊がいるというのはこれは事実なんであって、町がどういう対応をしているのか分からない。目撃情報を集めろという声もかからない。周囲の住民への注意喚起というのに関しても、何かアナウンスが町からあるというだけで、かなり安心につながるのかなというふうに思うのですけれども、そういったようなあたりはどのように考えているのでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 情報の収集ですとか、注意喚起の対応でございますけれども、情報の発信には、情報の発信元が確実である場合でありまして、町の情報には信頼性が求められます。どの時点で、情報として町民に知らせるかの判断の材料がそろえば必要かと思いますが、現段階では、情報が確実に確認されていない以上、発表に至っておりません。しかし、区長の判断において、独自に区民に注意喚起を呼びかけていることは、承知をしております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 区の中で情報が回ったというだけで、町として確かに不確かな情報を

積極的に発信することはできないというのは重々分かるんですけども、実際どうか分からないけれども、もし見つけたら、情報を集めてくださいね、教えてくださいねというようなアナウンス一つあるだけでも、気をつける注意喚起にはなったりするのかなというふうにも思ったりするんですよ。

じゃ、今後、万が一、熊が発見された場合、この場合はどのように町は対応をするのか。不確かな情報の取扱いというのは、すごい情報の扱いとして難しいというのは重々分かるんですけども、例えば災害時、必ず起きるデマ情報の対応なんていうのも、不確かな情報の対応だと思うんですけども、そのあたりについては、町はどのような準備をしているのか、お伺いできればと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後発見されたときの対応でございますが、先ほどから申しているように、万が一確認された場合には、賀茂農林事務所と連携をして、取り組むと考えております。私も昨年、西伊豆町で発見されたことから、そのときの対応について、西伊豆町長さんにお聞きし、こちら情報提供して、情報共有を図ったところでございます。現時点で、対応策で考えることについては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 現時点では未確認ということですが、発見されれば、現状で県との協議の中では、熊の出没、徘徊を確認した場合は、安全確保のための現地確認、または状況に応じて、パトロールなどが出動となるというふうなことで、取決めをしております。またはそういった情報に基づきまして、必要に応じた注意喚起も町民にされると考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 発見された場合は安全確保と注意喚起を行うよということで、まあ、たった1匹の野生動物に振り回されるのもばかばかしい話なのかなとも思うんですけども、実際、日々畑で仕事をしている方からすると、出てきたらたまったものじゃないよという話ですので、ぜひその地域の人たちがどういうふうに感じているのかということも考慮した上で、上手に情報を取り扱っていただいて、なるべく地域の人が安心できるような情報というのは、随時発信していただけたらありがたいなというふうに思います。よろしくお願

ます。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました3番、渡邊昌昭議員の一般質問は、明日8日に行います。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 8 日（水曜日）

令和4年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年6月8日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 令和3年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度河津町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 議案第20号 河津町交通安全対策基金条例の廃止について
- 日程第 6 議案第21号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第22号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 令和4年度河津町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第24号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件
- 追加日程第 1 議案第25号 令和4年度河津町スクールバス購入その1契約について
- 追加日程第 2 議案第26号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線(初景橋)橋梁改修工事請負契約について

出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君

11番 宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	臼井理治君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	山本博雄君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	渡辺音哉君
教育委員会 事務局 長	島崎和広君	会計管理者 兼会計室長	鈴木亜弥君

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第1、一般質問に入ります。

質問は1件ごとと一問一答方式とするか一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（上村和正君） それでは、3番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） おはようございます。3番、渡邊昌昭です。

令和4年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可がいただきましたので、一問一答方式で質問します。

私の質問は、1件目、文化の家について、2件目、町内の文化財、遺跡等の保存、管理について、3件目、町指定の無形文化財の保存についての3件です。

町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

今回の一般質問に際し、河津町がほかの市町に誇る文化などについて質問をします。

まず、河津町の文化の中心である文化の家について質問します。

文化の家は、町民なら誰でも知っている図書館です。町内には書店がなく、本に触れる機会の少なくなった町民の皆さんの大事な図書館でもあります。職員の皆さんの努力により、図書をはじめ雑誌やDVDなどが保管、貸出しされています。

毎回広報かわづに新刊の入庫が紹介されています。本年度は約200万円の図書購入の予算が立てられていますが、その200万というお金でどのぐらいの量というか、何冊ぐらいの本を、図書を購入しているのでしょうか。また、どのぐらいの量の本や雑誌が毎年廃棄されているのでしょうか。毎年図書の購入が計画的になされ、廃棄される図書などを含めると、どのぐらいの蔵書の増加となるのでしょうか。

来年度からは、小学校が統合されます。各小学校の図書室にも多くの図書がありますが、東小学校と西小学校の図書室の蔵書の行き先はどのように検討されているのでしょうか。取りあえず図書館で保管するのですか。

今年度の予算に文化の家の長寿命化、これが計上されております。内容は、屋根や外周などの補修や空調の改修費用とのこと。建物は長寿命化されますが、今後長期間には蔵書が増加し、収納できなくなるのではないのでしょうか。年間の図書の購入の量と廃棄の量、およその年間の蔵書の増加量、統合後の東小、西小の蔵書の行き先、今後の蔵書の保管庫の増設が必要かと思いますが、増設の予定について伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊昌昭議員の質問にお答えします。

文化の家については、過去に名誉町民であります故石原忍氏が谷津栖足寺の入口に建てた私設図書館文化の家の精神を引き継ぎまして、図書館として町が建設をしたものであります。開設以来、多くの町民の方々にご利用いただきまして、また、お尋ねのように子供の読み聞

かせなどブックスタート事業なども行いまして、本に親しむ機会や場所として大変活用をいただいているところでございます。

ただ、ここ数年はコロナウイルスの感染拡大による利用制限の中で開設しておりますので、現在は特に制限はなく、感染対策をした上で運営されております。

利用者につきましては、コロナ前は約1万2,000人の利用がありましたが、昨年、令和3年度の利用者については8,929人で、対前年比約101%でした。また、ネット閲覧も含めた貸出しについては3万3,018件で、対前年度比約100%でございます。

今後も、運営委員会などで協議をしていただき、利用促進を図りたいと考えております。

なお、議員がお尋ねの個々の件については、教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 議員お尋ねの図書館の年間図書の購入数ですけれども、令和元年度は1,194冊、令和2年度は1,147冊、3年度は1,119冊となっています。そのほか毎年各種雑誌を360冊前後、視聴覚資料を30点余り購入しています。

廃棄については、雑誌を2年に1度、250冊程度配布するなど、再利用をしています。

なお、図書の増加は年間およそ1,200前後となっています。

統合による小学校の図書室の蔵書の扱いについてお答えをしたいと思います。

令和3年度末時点で、西小学校には8,437冊、東小学校に8,614冊、南小学校には6,877冊の図書があります。統合後の図書のありようについては、一昨年度より学校図書館アドバイザーの方の力もお借りして準備を進めてきました。現在、図書を4分類し、移動を構想しているところです。

4分類のうち分類1は河津小学校で活用するもの、これは西小と東小から運び、学校図書館図書標準数7,960冊になると思いますが、これを確保したいというふうに思っています。分類2は、子育て支援施設で活用したいものが相当します。新しい子育て支援施設で活用したいものです。分類3は、地域の方々や様々な施設等で町内希望者に活用していただけるものというふうに分類しています。分類4は、資源再生に生かすものです。可能な限り有効に生かす方向で進めていきたいと思っております。

次に、図書館の蔵書保管庫の増設などの予定についてお尋ねがありました。

現状のまま運営を重ねていくと、今後4年ないし5年で資料の収蔵はいっぱいとなります。

しかし、これまで図書館では、活用できない書籍や資料も全て保管し、業務文書も全て保存しています。そうしたものの廃棄について、文化の家運営協議会で協議をし、保管場所などを確保することで、保管庫の増設は当面必要ないものと認識しています。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 毎年1,000冊以上の本が増えること、小学校の統合により急激な本の増加はないということですが、毎年1,000冊以上の本が増えることや、あと数年で、四、五年で図書館のキャパシティを超えることが予想されるのであれば、今後、遊休施設の活用など保管施設の確保が必要かと思われますので、今後の課題として検討していただきたいと思います。

文化の家では、ほかの図書館と同様、遺族の方より故人の、亡くなった方の蔵書の寄贈を断っているということです。亡くなった方や遺族にとっては思い入れのある図書かもしれませんが、その価値をはかることは難しいとも思いますが、中には町にとって貴重な文書も含まれているのではないのでしょうか。それら貴重な文書が廃棄されていくことは、町にとって大きな損失ではないかと考えます。町の考え方について伺います。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 個人の蔵書の寄贈についてのご質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

図書資料の寄贈に関しては、河津町文化の家設置及び管理に関する条例施行規則第25条と6条に規定があります。その規定に従い、現在は館長の承認の下、郷土資料のみ寄贈を受け付けております。

貴重な知的財産の喪失は残念ではありますが、公的な図書館では、個人所有の図書資料を引き受けるという取組は困難があります。したがって、今後も施行規則に従って対応をしていきたいと考えています。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今後、町にとっては貴重な資料、これが出てくる可能性も非常にあります。何をもって貴重な資料という判断は難しいと思いますけれども、郷土資料のみということですが、収蔵場所、これの余裕があれば、その基準は緩くなるかと思えますし、収蔵場所が少なくなれば厳しいものになっていくのかなと考えます。

先ほども言いましたけれども、計画的な収蔵場所の確保、これができれば、貴重な資料を

失わなくてもいいのかなど、廃棄しなくてもいいのかなどと思いますので、その辺の貴重な文書、廃棄を防いでいただきたいと思います。

文化の家には、定期的に子供たちを対象に読み聞かせ、これをしている読み聞かせ室があります。これの、先ほど町長もおっしゃっていましたが、使用頻度、今後の活用計画について伺いたいと思います。

現在建設中の子育て支援施設は、世界中に広がった新型コロナウイルスの蔓延やロシアによるウクライナ侵攻により工期が延長され、開館が待ち望まれるところではありますが、年内には開館できるということではしておりますが、この子育て支援施設内でも幼児に対して読み聞かせができるということですが、（仮称）河津町地域子育て支援センター完成後も図書館での読み聞かせはこれまでどおり続けていくのでしょうか。今後の読み聞かせ室の活用計画について答弁を求めます。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 子育て支援施設完成後の図書館の読み聞かせ室の活動について、お答えをしたいと思います。

現在、図書館の読み聞かせ室では、毎週水曜日と木曜日にお話し会を行い、月に1度、読み聞かせ会を実施しております。乳幼児から絵本に親しんでもらいたい、読み聞かせの大切さを伝えたい、図書館の利用促進につなげたい、そのような願いを持って活動を行っています。

図書館に併設の読み聞かせ室で実施することにより、子供たちや保護者の方々がすぐに本を手にすることが最大のメリットです。今後も図書館事業として読み聞かせ室ではお話し会は継続し、図書館の活用促進をしてまいりたいと考えております。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 毎月の広報かわづにも読み聞かせ室のスケジュール的なものが載っておりますが、文化の家の読み聞かせ室、これは子供たちの本への窓口となるきっかけだと思います。

文化の家には多くの絵本や本があります。多くの本を読むこと、これは豊かな人間性を育むと言われております。今後も計画的に有効な活用をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

本年度中に伊豆縦貫自動車道河津・逆川間が開通します。来年度には小学校が統合され、河津小学校が開校します。このような大きな事業が重なるのは、河津町にとって50年、いや100年に一度と言っているほどのターニングポイントであると言えます。多くの来訪者を迎

え、町をアピールしていかなければならないと思います。

アピールのポイントとして、文化財、遺跡、自然環境などがあると思います。文化財、遺跡、これらの保存、管理について質問したいと思います。

東小学校グラウンド脇にある段間遺跡の想定復元された竪穴住居、これは老朽化により撤去することとなりました。東小学校の校舎内に展示中の黒曜石などの郷土資料室はどのように公開、管理していくのでしょうか。

また、ユネスコ認定のジオパークを紹介する施設について、七滝地域の情報発信地として活用された七滝観光センターでこれまで展示、紹介していましたが、観光センターがなくなった今は、笹原の河津桜観光交流館にそのごく一部を展示しているのみです。ジオパークとして認定された今、観光素材としてのジオパークの今後の紹介や展示の方法など、町の見解を伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員から2問目の質問として文化財、遺跡等の保存管理についてお尋ねですので、お答えいたします。

文化財、遺跡の保存につきましては、国・県・町の指定文化財もあるわけですが、文化財の保護審議会の審議事項を踏まえて、町で文化財の保護のための事業を現在実施しております。

お尋ねの幾つかの点につきましては、教育委員会事務局長及び担当課長より答弁させます。以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、小学校統合後の東小学校内の郷土資料室についてお答えします。

小学校統合後の東小学校内の郷土資料室については、東小学校の新たな活用がなされるまで、当面の間は現状どおり展示を続ける予定です。また、見学を希望される方は、事前に教育委員会に連絡をいただき、見学していただく予定となります。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、ジオパークのビジターセンターについて述べさせていただきます。

ジオパークのビジターセンターですが、ご承知のとおり現在は観光交流館に移設しており

ます。現状では、スペース的にも効果的な展示とは言えませんが、今後は美しい伊豆創造センターのジオ部門と相談しつつ、展示方法を含め観光協会にて改善することといたしております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 本当に今、観光交流館で置いてあるジオパークの展示というのは些細なもので、壁1面にも足りないというような展示となっております。

せっかく美しい伊豆創造センター、これの職員も派遣していることですので、一生懸命アピールして、情報の発信をしていただきたいと思います。

ほかにはないということを考えれば、これ、ある程度アピールするチャンスだと思いますので、情報の発信場所、きっちりとして確保していただきたいと思います。

続いて、我が町の観光、これについては、河津桜、これは言うまでもありませんが、「伊豆の踊子」も前面に押し出し、アピールしているところであります。

その「伊豆の踊子」は、昭和8年、田中絹代さんから始まって、美空ひばり、鰐淵晴子、吉永小百合、内藤洋子、山口百恵と歴代の女優により映画化され演じられてきました。その歴代の映画のフィルムを保管しているということを知っております。フィルムが古いことから修繕が必要ということで、令和4年度の予算審査の中では、図書館費でフィルムの修繕費が計上されているとのことでした。

今後、文化の家、すなわち教育委員会で保管、管理をしていくのでしょうか。

これを観光の目玉として活用していくとするならば、産業振興課で保管、管理、活用していくのがよいのではないかと考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 「伊豆の踊子」の映画のフィルムの保存と今後の活用について、教育委員会の取組について説明させていただきます。

保存についてですが、前所有者の湯ヶ野観光協議会解散に伴い、昨年度、教育委員会が映写機と第1回作品から第4回作品のフィルムを引き継ぎました。

フィルムについては、劣化が進み、切れている箇所があったため、現在、専門の業者で補修作業を進めており、7月中には補修が完了する予定です。補修完了後は、文化の家図書館の書庫にて保存予定です。

次に、活用についてですが、今年の3月5日町民向けに文化の家生涯学習室で上映会を計

画しましたが、まん延防止等重点措置が延長されたため、中止としました。今年度は、伊豆の踊子読書感想文コンクールの表彰式に合わせ上映会を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） ただいまの教育委員会のほうの答弁にもありましたように、「伊豆の踊子」のフィルムはじめ、保管されているもの、ほかにもあると思います。

文化財は、有形にしる無形にしる大切な観光資源でもございます。そのため、教育委員会で現在もしっかりと保護しているところでございます。

映画「伊豆の踊子」のフィルムについては、現状では観光利用での管理ということは考えておりません。観光への利用をする際につきましては、教育委員会や関係者ともしっかりと協議などを行い、保護、維持、管理といったことをまず前提に踏まえ、検討されることと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） せっかくのフィルムですので、これをうまく活用していただきたいと考えます。

今後の時代が進むにつれて、これからその重要さ、だんだん増してくると思いますので、「伊豆の踊子」の舞台、これが我が町の発展に活用できるように、そして後世に伝えていただけるように、管理、活用をして考えていただきたいと考えます。よろしく願います。

そして、梨本地区には、世界遺産となった葦山の反射炉、これを建築するに当たり、そのれんがを焼いた言われる煉瓦の洞、これがあります。過去にも何人かが煉瓦の洞について質問した経緯がありますが、踊り子遊歩道が近くにある周辺の整備を進める必要があるんじゃないかと考えます。

葦山の反射炉の記憶が覚めない今こそ、（仮称）河津インター周辺の財産ですから、煉瓦の洞の整備も必要だと考えます。

しかし、今は廃墟としか言いようがありません。町もこれに価値があると判断して、煉瓦の洞への林道の橋を建設したようですが、今後の管理について、この考え方を伺います。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 煉瓦の洞の今後の活用、整備管理についてですが、私

からは、教育委員会の立場で説明させていただきます。

煉瓦の洞で焼かれたレンガが葦山の反射炉に使用されたかは事実上不明であり、確認できておりませんが、煉瓦の洞遺跡は町の有形文化財に指定しており、施設の管理は引き続き教育委員会で行っていきます。

また、周辺含めた整備については、今のところ教育委員会としては考えておりません。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今、回答いただきまして、周辺の整備については考えていないということですが、せっかくの文化財として指定してあるにもかかわらず、あの廃墟状態はどうしたものかなと考えざるを得ません。今後も河津町の観光名所として七滝周辺が挙げられるものでありますので、七滝周辺の整備とともに煉瓦の洞、これらの周辺の整備、これを計画的に検討して行っていただきたいと思います。

続いて3問目、町指定の無形文化財の保存について、これについてお願いします。

当町の無形文化財には、県の指定の大鍋の子守神社のお神楽、町指定の無形文化財として河津八幡神社の三番叟、見高浜の精霊送り行事、見高神社の三番叟と3つが指定されています。河津八幡神社の三番叟は現在休止中、このように聞いております。それらの運営については、それら保存会に委ねること、これがほとんどだと思います。

通常であっても、年に1回しか奉納されないことを考えれば、町の文化として画像として保存、記録が必要かと考えます。ビデオによる映像記録が各保存会で保管も必要かと思いますが、町でもこれらを文化として捉え、記録しておくことが必要だと思います。

町の伝統的な民族芸能を保存、伝承していくためにも、町がこれら全編を記録していくことについて、どのように考えていますか。考え方を伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員がお尋ねの町指定の無形文化財等の保存についての質問についてお答えします。

まず、文化財の記録や保存の問題でございますが、いかに町や地域の文化財として継承していくかが、まず大きな問題であろうかと思っております。

それぞれの地域で後継者の問題ですとか管理などで継承、保存が困難となり、中断をせざるを得ない場合も考えられますので、できるだけ維持しやすい状況をつくるのが大事であります。

県・町指定文化財につきましては、保存に対して継続して町で補助金などを出している例もございまして、それぞれの状況にもよりますが、保存や継承については重要であると考えております。

町の指定の無形文化財の記録保存につきましては、今後とも文化財保護審議会で意見を伺いながら進めていきたいなど、そういうように思っております。

議員お尋ねの点につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 町指定の無形民俗文化財の映像記録の状況について説明させていただきます。

谷津八幡神社三番叟は、平成8年を最後に奉納されておらず、教育委員会はもとより、伊豆太陽サービス株式会社河津有線テレビ、株式会社伊豆急ケーブルネットワークにも映像記録は残っていない状況です。

見高浜の精霊送り行事は、伊豆太陽サービス株式会社河津有線テレビに一部の動画が保存されている状況です。

見高神社三番叟は、伊豆太陽サービス株式会社有線テレビと伊豆急ケーブルネットワークに全編が保存されているそうです。

また、県指定無形民俗文化財の大鍋子守神社の神楽については、平成11年に教育委員会でふるさと民芸芸能ビデオを作成しております。また、伊豆太陽サービス株式会社河津有線テレビに一部が、株式会社伊豆急ケーブルネットワークには全編が保存されているということです。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 無形文化財の保存、伝承については、難しい点も多々あるかと思いますが、それらの伝承については各地域の保存会に委ねる、これが大きいかと思いますが。それを町としていかに援助していくか、これが必要かと思いますが、無形文化財、本当に難しいと思いますが、後世に残す価値があるとされて認定された文化ですので、記録については町が主体となって、また無形文化財で変わっていくところもあるかと思いますが、定期的にこれらを記録保蔵していただきたいと考えます。

今回の一般質問に際し、町内の文化、文化財、遺跡などについて質問させていただきました。

た。町内にはほかにも多くの文化財や遺跡など貴重な資源が豊富にあります。伊豆縦貫自動車道が開通する今こそ、アピールできる場所や施設があふれる河津町を前面に押し出し、その多くの来訪者の期待に沿えるまちづくりを進めてほしいと願う次第であります。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

午前10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（上村和正君） 日程第2、報告第1号 令和3年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 令和3年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度河津町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第1号 令和3年度河津町一般会計繰越明許費繰

越計算書について説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

令和3年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に説明をさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費、総合行政情報システム導入事業352万円、264万円、マイナンバーカード所有者の転入転出手続のワンストップ化に伴うシステム改修事業で、国から補助決定が1月となったことにより繰り越すものでございます。財源にあつては、国庫支出金264万円でございます。

公用車購入事業353万5,000円、353万5,000円、町バスの故障により早期購入を予定しておりましたが、半導体の不足により納車が遅れたことに伴い繰り越すものでございます。財源にあつては、一般財源353万5,000円でございます。

鉄道施設総合安全対策事業83万円、83万円、伊豆急線の鉄道敷長寿命化の事業が遅れたことに伴い繰り越すものでございます。財源にあつては、一般財源83万円でございます。

3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業1億1,400万円、3,073万9,000円、こちらについては、昨年度から給付を実施しておりましたが、支給時期が今年度まで伸びるということでございますので、期間を延長して行うものでございます。財源にあつては、国・県の支出金3,073万9,000円でございます。

2項児童福祉費、（仮称）河津町子育て支援施設建設事業4億3,097万2,000円、2億8,464万9,000円、こちらにあつては、鋼材の生産、供給が遅れたことに伴い、工期を延長するものでございます。財源にあつては、国・県の支出金2,662万7,000円、地方債1億9,420万円、その他財源4,328万円、一般財源が2,054万2,000円でございます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業8,573万円、100万円、こちらにあつては、離婚家庭等に支給する支給給付金の追加項目に伴い支給期限延長をしたもので、繰り越すものでございます。財源にあつては、国・県支出金100万円でございます。

7款土木費1項土木管理費、防災公園整備に伴う測量設計事業4,920万円、4,920万円、防災公園整備に際し、周辺土地の状況や環境の影響調査を4月から実施するものでございます。財源にあつては、その他財源2,609万5,000円、一般財源2,310万5,000円でございます。

2項道路橋梁費、町道奥原1号線（無名橋1）調査設計事業299万2,000円、299万2,000円、今年度予定した事業を前年度から事業実施し、円滑かつ早期に完成させるため、繰越し事業として行うものでございます。財源にあつては、一般財源299万2,000円でございます。

9款教育費1項教育総務費、新小学校統合事業50万円、50万円、こちらにあつては、昨年度より委託しています新小学校の校歌作成の費用でございます。12月に完成を予定しております。財源にあつては、一般財源50万円でございます。

合計6億9,127万9,000円、3億7,608万5,000円。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） すみません。確認なんですけれども、その他財源で児童福祉費のところと土木管理費のところ、その他財源になっていますけれども、このその他財源は主にどこからですか。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 基本的には、基金の繰入れといったものがこちらのほうのその他財源というところに入っております。

○6番（塩田正治君） 両方。

○総務課長（川尻一仁君） そうです。はい。

○6番（塩田正治君） 分かりました。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第1号 令和3年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 続きまして、日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河津町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和3年度河津町一般会計補正予算（第12号）について。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着座にて説明してください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

本件につきましては、地方譲与税や各種交付金の確定及び交付決定、寄附金の増による歳入の増に伴い、使用目的に沿った歳出金額の追加及び基金への積立てを行うため、専決処分による対応をさせていただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第75号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号。

令和3年度河津町一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,064万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,478万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月30日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

2款地方譲与税205万1,000円、1項自動車重量譲与税117万5,000円、2項地方揮発油譲与税86万1,000円、3項森林環境譲与税1万5,000円。

3款利子割交付金△14万4,000円、1項利子割交付金同額でございます。

4款配当割交付金115万5,000円、1項配当割交付金同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金370万6,000円、1項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

6款法人事業税交付金479万4,000円、1項法人事業税交付金同額でございます。

7款地方消費税交付金943万4,000円、1項地方消費税交付金同額でございます。

8款環境性能割交付金△82万3,000円、1項環境性能割交付金同額でございます。

9款地方特例交付金2,376万7,000円、1項地方特例交付金同額でございます。

10款地方交付税1億4,495万6,000円、1項地方交付税同額でございます。

11款交通安全対策特別交付金20万7,000円、1項交通安全対策特別交付金同額でございます。

17款寄附金153万7,000円、1項寄附金同額でございます。

歳入合計1億9,064万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費1億8,908万8,000円、1項総務管理費同額でございます。

5款農林水産業費1万5,000円、2項林業費同額でございます。

6款商工費153万7,000円、1項商工費同額でございます。

歳出合計1億9,064万円。

次の3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

なお、金額の確定及び決定のものについては、説明欄は省略をさせていただきます。

2款地方譲与税1項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税117万5,000円、1節自動車重量譲与税117万5,000円、2項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税86万1,000円、1節地方揮発油譲与税86万1,000円、3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税1万5,000円、1節森林環境譲与税1万5,000円。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金△14万4,000円、1節利子割交付金△14万4,000円。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金115万5,000円、1節配当割交付金115万5,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金370万6,000円、1節株式等譲渡所得割交付金370万6,000円。

次のページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金1目法人事業税交付金479万4,000円、1節法人事業税交付金479万4,000円。

7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金943万4,000円、1節地方消費税交付金943万4,000円。

8款環境性能割交付金1項環境性能割交付金1目環境性能割交付金△82万3,000円、1節環境性能割交付金△82万3,000円。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金2,376万7,000円、1節地方特例交付金2,376万7,000円。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1億4,495万6,000円、1節普通交付税1億1,166万6,000円、2節特別交付税3,329万円。

11款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金20万7,000円、1節交通安全対策特別交付金20万7,000円。

次のページをお願いいたします。

17款寄附金 1項寄附金 2目商工費寄附金153万7,000円、1節商工費寄附金153万7,000円、さくら振興基金寄附金153万7,000円、河津温泉旅館組合から寄附をいただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費 1項総務管理費11目減債基金費3,908万8,000円、24節積立金3,908万8,000円、減債基金積立金3,908万8,000円、こちらにあつては、普通交付税の臨時費目として臨時財政対策債償還基金費が地方交付税として追加されたことに伴い、交付の目的の償還財源として積み立てるものでございます。

12目財政調整基金費 1億5,000万円、24節積立金 1億5,000万円、財政調整基金積立金 1億5,000万円。

5款農林水産業費 2項林業費 1目林業振興費 1万5,000円、24節積立金 1万5,000円、森林環境整備促進基金積立金 1万5,000円、森林環境譲与税の増額分を積み立てるものでございます。

6款商工費 1項商工費 7目さくら振興費153万7,000円、24節積立金153万7,000円、さくら基金積立金153万7,000円、河津温泉旅館組合から寄附をいただいたものを積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） すみません。全協のときに聞けばよかったんですが、ちょっと確認したいんですけども、8ページにもありますけれども、さくら基金積立金、要は寄附金ですね、旅館組合からということなんですけれども、これは旅館組合さん、とても今、寄附金が出せるような潤沢な資金があるとは到底思えないんですけれども、これは毎年もらっているようなものでしたでしょうか。募金箱の。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 原木のところに募金を集める箱を用意してありまして、何年かま

とめた分をこちらのほうに寄附していただいているということでございます。1か年ではなく、数年分のお金をこちらのほうに一括して寄附していただいたということでございます。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河津町一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町税条例等の一部を改正する条例について。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 承認第4号について説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日にそれぞれ公布されたこと及び制度見直しによります。

税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

河津町告示第84号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号。

河津町条例第8号、河津町税条例等の一部を改正する条例について。

令和4年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

条例第8号、河津町税条例等の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の1ページをお開きください。

河津町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正は、主に個人住民税、固定資産税についてでございます。

まず1点目、個人住民税関係の改正の概要です。

(1)番、住宅ローン控除についてでございます。

①番、所得税の住宅ローン控除の適用者について、今までも所得税額から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除しているところですが、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要や買い控えなどが経済に及ぼす影響対策のための需要平準化対策が

終了したことを踏まえ、個人住民税の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円から5%、最高9万7,500円に引下げを行うものでございます。

表の左側が改正前、右側が改正後となっております。

住宅の取得等をして、令和4年から令和7年までの間に居住した者が対象となります。

②番です。また、この措置による減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

2点目です。土地に関する固定資産税の負担調整措置についてでございます。

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5%のところ、2.5%に軽減するものでございます。これは、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から行うものでございます。

住宅用地、農地等については現行どおりでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行します。

ただし、個人住民税関係の規定の一部は、令和5年1月1日及び令和6年1月1日から施行します。

民法等の一部改正に伴う規定の改正は、令和6年4月1日から施行します。

では、議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中、河津町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定、令和5年1月1日。

第2号、第1条中、河津町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書き及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定、令和6年1月1日。

第3号、第1条中、河津町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書きの規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書きの規定による措置を講じたものを含む。）」

を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定、民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、令和6年4月1日。

以降、第2条で納税証明書に関する経過措置を、第3条で町民税に関する経過措置を、第4条で固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

なお、定例会資料の2から14ページまで新旧対照表をお示ししておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(上村和正君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(上村和正君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例等の一部を改正する条例について)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第5、議案第20号 河津町交通安全対策基金条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第20号 河津町交通安全対策基金条例の廃止について。

河津町交通安全対策基金条例（平成17年河津町条例第1号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第20号 河津町交通安全対策基金条例の廃止についてを説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、河津町交通安全対策基金につきましては、平成17年3月に河津町の交通安全対策を推進することを目的に基金条例を制定したものでございます。その基金の財源は、平成16年度をもって解散した賀茂地区交通災害共済組合の余剰金を市町村に負担率により配分されたものでございます。

平成16年度に1,446万7,171円、平成17年度に278万4,590円、計1,725万1,761円を財源に、町が実施する交通安全対策事業の一部財源として活用してまいりました。

平成27年度には基金の資金はなくなりましたが、交通安全対策事業は一般財源によりこれまでと同様の事業を執行しております。

今後も新たな財源を基金へ積む予定もなく、これまでと同様の交通安全対策事業を執行していく予定であることから、当基金条例を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第号、河津町交通安全対策基金条例を廃止する条例。

河津町交通安全対策基金条例（平成17年河津町条例第1号）は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第20号 河津町交通安全対策基金条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第6、議案第21号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第21号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私より議案第21号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由でございます。

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、国の改正内容に準じて改正するものでございます。

デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので書面等によることが規定または想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第号、河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、定例会資料15ページをご覧ください。

1つ目といたしまして、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能とするものでございます。

2つ目といたしまして、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能とするものでございます。

その他、国の規定に準じた改正を行うものでございます。

16ページ以降に新旧対照表をつけてございますので、ご参考としてください。

議案にお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） すみません。全協でもし聞いていたらごめんなさい。

これでデジタル化をとということ、電磁的な方法による対応も可ということ、これは従来どおりの書面でもいいし、新たにデジタル化をしてもいいし、どちらでもいいよということであって、あくまでデジタル化に移行しなきゃいけない、そのための設備投資をしなきゃいけない、そのための機器の利用を事業者は身につけなきゃいけないとかというようなものではないということですか。

○議長（上村和正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） おっしゃるとおりでありまして、これまで紙等で保存したり通知をしたりというものについて、デジタル化したもので対応もできるということでありまして、当然、保育所等の事業者によってどちらか選択ができるということであります。

また、この条例改正に伴って、今後事業者等に説明をしていきますが、また、これらの文書等は非常に大事な文書となりますので、デジタル化する場合でも、今までと同様にちゃんとしっかり保存できるような対応をするような指導を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 例えば、この場合、データをバックアップしなきゃいけないよということであれば、ハードディスクであったり、SSDであったりというのに外部保存をするということも含めて、じゃなければクラウドに上げてということも含めて全て可という認識なんですか。また、例えばそういう新しいものを導入するに当たって、保育園とかある程度の組織であればいいんですけども、小さい個人で経営されているところなんかの場合というのは、設備投資という形で新たにこういうのを導入するってなかなか大変だったりするのかなと思うんですけども、その辺に対して補助なんていうのはあったりするんですか。

○議長（上村和正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 当面、この条例改正によって国・県や町で補助するような補助制度は、今のところまだちょっと私、把握しておりませんが、また町内の事業者等の意見等も聞きながら、その辺の制度の周知であるとか、あと制度の検討等を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 多分これが入り口で、おいおいデジタル化で保存が基本だよというように変わってってしまうんだろうなと思うんですけども、このときに始めないと、後から始めたら手当てができないとかというのはないように、できる限りこういう道具が苦手な方でも取り入れるよということになった場合には、なるべく手厚いフォローをしてあげられるような、預けるほうも預かる方も安心して対応ができるようなフォローをしていただけたらありがたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第7、議案第22号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第22号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 議案第22号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由について説明をさせていただきます。

国家公務員に関わる妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するために講ずる措置に準じて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第号、河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料20ページをお開きください。議案第22号関係資料、河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明資料でございます。

改正の内容といったところでございます。

まず1点目としまして、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、同一の職に引き続き在籍した期間が1年以上である等の要件を廃止するものでございます。

2点目としまして、妊娠及び出産について職員から申出のあった場合に、任命権者が取らなければならない措置等について明記をしているものでございます。

(1)としまして、職員またはその配偶者が妊娠、出産、その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業に関わる意向を確認するための面談等の措置を講ずること。

2点目としまして、申出をしたことを理由として職員が不利益な取扱いを受けることがないようにすることということでございます。

3点目としまして、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、任命権者が次に掲げる措置を講じなければならない旨を明記しております。

1点目としまして、職員に対する育児休業に関わる研修の実施、2点目としまして、育児休業に関する相談体制の整備、3点目としまして、その他育児休業に関わる勤務環境整備に関する措置といったことでございます。

次の21ページ、22ページ目に新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案のほうにお戻りください。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第22号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第8、議案第23号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第23号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,802万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座にて説明してください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第23号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

当初予算調製後に新たに生じた事由により、既定の予算の追加及び減額、構成する所要額の補正となっております。

主な事業としましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、旅券電子申請用の機器購入、新型コロナウイルスワクチン接種及び接種体制の確保事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、防災情報システム設計の委託料等々の追加、河津川河川管理、河津川管理護岸改修工事を来年度に見送ることによる減額等でございます。

また、4月1日付の人事異動に伴う2節の給与、3節の職員手当、4節の共済費の補正につきましては、配置転換等によります減額、増減額及び科目更正、また、河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第1号）を反映したものでございます。

それでは、次のページをお開きください。

ここから座って、着座にて説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。単位は1,000円です。

14款国庫支出金2,429万3,000円、1項国庫負担金672万9,000円、2項国庫補助金1,756万4,000円。

15款県支出金320万1,000円、2項県補助金283万3,000円、3項委託料・委託金36万8,000円。

18款繰入金△3,150万円、2項基金繰入金同額でございます。

20款諸収入532万6,000円、5項雑入同額でございます。

21款町債370万円、1項町債同額でございます。

歳入合計502万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費△11万1,000円、1項議会費同額でございます。

2款総務費△1,523万8,000円、1項総務管理費△381万2,000円、2項徴税费△740万3,000

円、3項戸籍住民基本台帳費△402万3,000円。

3款民生費2,646万6,000円、1項社会福祉費1,905万9,000円、2項児童福祉費740万7,000円。

4款衛生費1,013万3,000円、1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費△6万4,000円、1項農業費同額でございます。

6款商工費△706万3,000円、1項商工費同額でございます。

7款土木費△2,301万5,000円、1項土木管理費△25万9,000円、2項道路橋梁費113万6,000円、3項河川費△2,389万2,000円。

8款消防費1,182万6,000円、1項消防費同額でございます。

9款教育費208万6,000円、1項教育総務費△39万5,000円、2項小学校費54万2,000円、4項幼稚園費△16万2,000円、5項社会教育費211万4,000円、次のページをお願いいたします。

6項保健体育費△1万3,000円。

歳出合計502万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

廃止でございます。

事項、保健福祉センター複写機リース料、変更前、期間、令和5年度から令和9年度、限度額33万円、変更後は、なしでございます。見積合わせの結果、リース料の計上が不用となったため、廃止をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

起債の目的、道路維持事業、過疎対策事業、補正前の限度額2,300万円、補正後の限度額2,670万円、道路維持事業の補助金、補助額の減額により、それを補填するため起債額を増額するものでございます。

6ページ、7ページの歳入歳出事項別明細書は省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明させていただきます。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目衛生費国庫負担金672万7,000円、1 節衛生費負担金672万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金672万9,000円、こちらについては、ワクチン接種4回目に伴う国庫の負担分でございます。

2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金2,270万円、1 節社会福祉費補助金1,700万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費等補助金1,700万円、こちらについては、コロナ禍における原油価格・物価高騰総合支援対策に伴う給付金の国庫補助でございます。

2 節児童福祉費国庫補助金570万円、保育対策総合支援事業費補助金35万円、こちらについては、保育園及び家庭的保育事業者へマスク等の購入をする際の国庫の補助金でございます。子育て世帯生活支援特別給付金補助金535万円、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別対策給付金の事業に伴うものでございます。

2 目衛生費国庫補助金334万3,000円、1 節衛生費国庫補助金334万3,000円、感染症予防事業費等国庫補助金 2 万5,000円、こちらについては、風疹の追加対策に伴う補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金331万8,000円、ワクチン接種の接種体制確保に伴う補助金でございます。

3 目土木費国庫補助金△959万6,000円、1 節道路橋梁費国庫補助金△1,115万1,000円、道路施設事業費補助金△1,115万1,000円、こちらは補助金の内示による減額でございます。

5 節土木総務費国庫補助金155万5,000円、景観改善推進事業費補助金155万5,000円、景観計画策定に伴う補助金でございます。

5 目総務費国庫補助金111万7,000円、2 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金111万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金111万7,000円、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

計1,756万4,000円。

15款県支出金 2 項県補助金 8 目消防費県補助金283万3,000円、1 節防災対策事業費補助金283万3,000円、地震・津波対策等減債交付金283万3,000円、同報無線デジタル化に向けた調査委託に対する交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項委託金 2 目土木費委託金6,000円、1 節水門操作業務委託金6,000円、水門操作業務委託金6,000円、県の河川水門等管理業務の委託単価の増による増でございます。

3 目権限移譲事務交付金36万2,000円、1 節権限移譲事務交付金36万2,000円、旅券法事務

委託金36万2,000円、旅券の電子申請に伴う事務の交付金でございます。

計36万8,000円。

18節繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金△3,150万円、1節基金繰入金△3,150万円、財政調整基金繰入金△3,150万円、財政調整基金による基金の繰入額の減額をするものでございます。

20款諸収入 5項雑入 1目雑入532万6,000円、1節雑入532万6,000円、自治総合センターコミュニティ助成金250万円、自治総合センターコミュニティ助成の交付金として谷津区へ補助をする財源でございます。消防団退職報償金332万6,000円、退職団員 8名分の報償金の財源でございます。地域活性化センター助成金△50万円、助成事業の採択による減額でございます。

計532万6,000円。

21款町債 1項町債 4目土木債370万円、1節過疎対策事業債370万円、過疎対策事業債370万円、国庫補助額の減額によりそれを補填するための財源確保でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

なお、各目の2節給与、3節職員手当等、4節共済費のうち4月1日付の人事異動によるもの及び河津町職員の給与に関する条例（令和4年河津町条例第3号）によるものは節までとし、説明は省略をさせていただきます。

1款議会費 1項議会費 1目議会費△11万1,000円、3節職員手当等△10万4,000円、4節共済費△7,000円、計△11万1,000円。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費△705万6,000円、2節給与△677万5,000円、3節職員手当等84万4,000円、4節共済費△112万5,000円。

4目財産管理費△1万円、13節使用料及び賃借料△6万6,000円、印刷機賃借料△6万6,000円、こちらは保健福祉センターの複写機をリースするに当たり、使用料のみとなりリース料が不用になったことによる減額でございます。

16節公有財産購入費 5万6,000円、土地購入費 5万6,000円、こちらにあつては、長野地区山脇学園所有の土地を購入するに当たり、固定資産税の精算が購入の条件となったことから追加をさせていただくものでございます。

7目企画費ゼロ、12節委託料50万円、地域交流事業委託料50万円、18節負担金、補助及び

交付金△50万円、地域交流事業補助金△50万円、12節、18節は、事業内容により節を変更させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

8目地域づくり推進費325万4,000円、8節旅費8万7,000円、普通旅費8万7,000円、こちらは、企業とのマッチングイベントへ参加するための旅費でございます。

11節役務費5万7,000円、ドローン保険料5万7,000円、ドローン購入に伴う保険の加入でございます。

12節委託料50万円、地域活性化促進事業委託料50万円、移住・定住促進のため動画作成等を行うものでございます。そちらのほうの委託料として50万円の計上でございます。

18節負担金、補助及び交付金261万円、コミュニティ助成事業費補助金250万円、こちらは自治総合センターによるコミュニティ助成事業の採択を受け、谷津区への補助を行うものでございます。マッチングイベント負担金11万円、企業とのマッチングイベントへ参加するための負担金でございます。

計△381万2,000円。

2項徴税費1目税務総務費△740万3,000円、1節報酬151万4,000円、会計年度任用職員151万4,000円、職員減による会計年度任用職員の採用でございます。

2節給与△508万円、3節職員手当等△292万9,000円、4節共済費△90万8,000円、社会保険料23万2,000円、雇用保険料1万4,000円、こちらは会計年度任用職員によるものでございます。

計△740万3,000円。

次のページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費△402万3,000円、2節給与△188万9,000円、3節職員手当等△191万3,000円、4節共済費△74万6,000円、12節委託料6,000円、旅券電子申請用機器保守委託料6,000円、17節備品購入費51万9,000円、旅券電子申請用機器51万9,000円、こちらについては、旅券の電子申請に伴うものでございます。

計△402万3,000円。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1,808万3,000円、こちらのほうでございますが、節につきましては、人事異動に伴うもの以外は住民税非課税世帯等の臨時特別給付金給付事業によるものです。

説明については、内容と金額のみ朗読させていただきます。

1 節報酬44万1,000円、会計年度任用職員44万1,000円、2 節給与65万5,000円、3 節職員手当等75万5,000円、時間外勤務手当33万6,000円、4 節共済費 8 万6,000円、社会保険料 7 万2,000円、雇用保険料5,000円、次のページをお願いいたします。8 節旅費 2 万9,000円、費用弁償 2 万9,000円、10節需用費34万9,000円、事業消耗品19万9,000円、印刷製本費15万円、11節役務費10万3,000円、通信運搬費 4 万1,000円、振込手数料 1 万7,000円、新聞折り込み手数料 4 万5,000円、12節委託料66万5,000円、給付金給付システム改修等業務委託料66万5,000円、18節負担金、補助及び交付金1,500万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金補助金1,500万円。

2 目老人福祉費32万9,000円、2 節給与△5,000円、3 節職員手当等32万9,000円、4 節共済費5,000円。

4 目国民年金費141万3,000円、2 節給与85万8,000円、3 節職員手当等40万9,000円、4 節共済費14万6,000円。

次のページをお願いいたします。

5 目国民健康保険費△168万6,000円、2 節給与△109万4,000円、3 節職員手当等△21万2,000円、4 節共済費△38万円。

7 目後期高齢者医療費92万円、2 節給与 5 万7,000円、3 節職員手当等60万5,000円、4 節共済費25万8,000円。

計1,905万9,000円。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費205万7,000円10節需用費26万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策施設修繕料26万4,000円、こちらについては、さくら幼稚園、さくらルームの照明修繕を行い、放課後児童クラブのスペースを確保するものでございます。

17節備品購入費24万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策備品24万3,000円、こちらは、放課後児童クラブの収納用のロッカーを購入するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金70万円、保育対策総合支援事業費補助金70万円、保育園、家庭的保育所等でマスク購入等の感染防止対策を実施するものに対し補助をするものでございます。

22節償還金、利子及び割引料85万円、国・県支出金返還金85万円、令和3年度の子育て世帯臨時特別支援事業費補助金の精算によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費535万円、こちらにあつては、新型コロナ

ウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得者の子育て世帯に対し特別給付金を給付することにより、その実情を踏まえた生活を行うための事業費でございます。なお、18節につきましては、91名分となっております。

3節の職員手当等4万円、時間外勤務手当4万円、11節役務費10万円、通信運搬費5万円、振込手数料5万円、12節委託料66万円、給付金給付システム改修委託料66万円、18節負担金、補助及び交付金455万円、子育て世帯生活支援特別給付金455万円、91名分でございます。

計740万7,000円。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費△75万5,000円、2節給与60万4,000円、3節職員手当等△149万7,000円、4節共済費△12万2,000円、17節備品購入費26万円、新型コロナウイルス感染症対策備品費26万円、こちらはWeb会議用のモニターを購入するものでございます。

2目予防費1,088万8,000円、7節報償費493万5,000円、医師謝礼315万円、看護師等謝礼178万5,000円、こちらにあつては、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種による謝礼でございます。

10節需用費54万4,000円、事業消耗品52万1,000円、こちらについては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うもの、それから風疹の追加接種対策に伴う事業消耗品です。印刷製本費2万3,000円、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種の接種希望者への返信用のはがきを印刷するものでございます。

11節役務費88万5,000円、通信運搬費66万4,000円、こちらにあつては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うもの、それから風疹の追加接種に伴うものの通信運搬費でございます。次のページをお願いいたします。廃棄物処理手数料7万1,000円、国保連合会支払い手数料15万円、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種に伴うものでございます。

12節委託料315万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料159万4,000円、こちらは施設での接種の委託料でございます。700人を想定しております。健康管理システム改修委託料66万円、予診票作成委託料90万円、こちらも新型コロナウイルスワクチン接種に伴うものでございます。

13節使用料及び賃借料58万2,000円、自動車借り上げ料58万2,000円、こちらはワクチン接種に伴うものでございます。15回を予定しております。

それから、19節扶助費78万8,000円、予防接種扶助費78万8,000円、ヒトパピローマウイルスの対象の拡大に伴う扶助費の増でございます。

計1,013万3,000円。

5款農林水産費 1項農業費 1目農業委員会費△5万2,000円、3節職員手当等△4万7,000円、4節共済費△5,000円。

2目農業総務費5万8,000円、3節職員手当等4万6,000円、4節共済費1万2,000円。

4目農業施設費△7万円、3節職員手当等△6万3,000円、4節共済費△7,000円。

計△6万4,000円。

次のページをお願いいたします。

6款商工費 1項商工費 1目商工総務費△606万3,000円、2節給与△295万円、3節職員手当等△221万1,000円、4節共済費△90万2,000円。

6目バガテル公園管理費△100万円、12節委託料△100万円、集客イベント委託料△100万円、事業内容の見直しによる減額でございます。

計△706万3,000円。

7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費△25万9,000円、3節職員手当等△21万1,000円、4節共済費△4万8,000円。

2項道路橋梁費 1目道路維持費ゼロ、財源更正によるものでございます。

2目道路新設改良費113万6,000円、2節給与64万6,000円、3節職員手当等19万5,000円、次のページをお願いいたします、4節共済費29万5,000円。

3目橋梁維持費ゼロ、財源更正によるものでございます。

計113万6,000円。

3項河川費 1目河川維持費△2,389万2,000円、12節委託料1万2,000円、水門操作委託料1万2,000円、県・町で管理しております管理水門の県の単価が上がったことに伴い、町の単価も合わせ、その分の委託料を計上するものでございます。

14節工事請負費△2,400万円、河津川管理護岸改修工事△2,400万円、県と共同で実施予定の護岸整備の箇所が来年度へ見送りになったことにより、本年度の事業を中止するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金9万6,000円、全国治水砂防協会負担金9万6,000円、事業割の増によるものでございます。

計△2,389万2,000円。

8款消防費 1項消防費 2目非常備消防費332万6,000円、7節報償費332万6,000円、消防団員退職報償金332万6,000円、退職団員8名分の報償金でございます。

4目防災費850万円、12節委託料850万円、防災情報伝達システム設計委託料850万円、同報無線デジタル化に向けた設計業務の委託料でございます。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費△89万7,000円、2節給与△55万8,000円、次のページをお願いいたします、3節職員手当等△31万5,000円、4節共済費△2万4,000円。

3目学校教育費50万2,000円、19節扶助費50万2,000円、要保護・準要保護児童生徒援助費50万2,000円、対象世帯の増による増額でございます。

計△39万5,000円。

2項小学校費3目西小学校費54万2,000円、10節需用費54万2,000円、施設修繕料54万2,000円、西小学校のガラスブロックの破損部分の修繕を行うものでございます。

4項幼稚園費1目幼稚園費△16万2,000円、3節職員手当等△32万3,000円、4節共済費16万1,000円。

5項社会教育費1目社会教育総務費211万4,000円、1節報酬142万3,000円、会計年度任用職員142万3,000円、職員の産休による会計年度任用職員を採用するものでございます。

2節給与4万5,000円、次のページをお願いいたします、3節職員手当等△4万2,000円、4節共済費39万2,000円、社会保険料22万8,000円、雇用保険料1万4,000円、会計年度任用職員分でございます。

8節旅費6万8,000円、費用弁償6万8,000円、会計年度任用職員分でございます。

12節委託料22万8,000円、ふるさと緑の少年団事業委託料22万8,000円、当初想定した団員数より入団希望の団員が増加したことに伴い、委託料を増額するものでございます。

計211万4,000円。

6項保健体育費3目学校給食費△1万3,000円、3節職員手当等△2万6,000円、4節共済費1万3,000円。

計△1万3,000円。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 1番、大川です。

12ページの2の3の1、戸籍住民基本台帳費の17の節の旅券の電子申請機器ということで、

旅券の電子申請が今度できるのかなという感じがするんですが、申請方法がどのように変わって、どのように、今までと変わるのかどうかという部分をちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 旅券の電子申請についてお答えします。

全国的に旅券、パスポートの申請がマイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるように段階的になっていく予定なんですけれども、令和4年度については、来年の1月から2月頃をめどに、内容に変更がない切替え申請の人のみマイナポータルから申請できるようになるという予定で進んでいるところです。

今までどおり紙でも申請もできるんですけども、その電子化するに当たってメリットは、申請者が通常だと申請のときに1回来て、また受取りのときに1回来てということに今なっていますけれども、それが受取りのときに1回だけ出頭すればいいんだというふうに変わります。

あと、土日、祝日も含め24時間申請が可能になるということです。

まずは切替え申請のみで、今後はクレジットカード納付なんかも予定されているようです。以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） じゃ、まずは更新から始めて、後々はマイナンバーカードを利用すれば、先に申請をして、受取りだけで済みますよということでもよろしいですか、新規の場合は、後々。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 新規申請の場合も電子申請が可能になる予定で、ただいま進んでおります。

○1番（大川良樹君） ありがとうございます。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

○1番（大川良樹君） はい。

○議長（上村和正君） ほか、ございますか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 11ページの2の1の8の11、ドローン保険料のところなんですけれども、こちらは新規で町のほうで購入した2機のドローンに関する保険料ということでもよろし

いんですよね。こういった内容なのかというのをちょっと改めてお伺いしたいなと思います。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 今回計上させていただいた保険料ですけれども、先ほど議員もご指摘のとおり、今回2台分の保険料になります。賠償責任保険料が2台分と、それとあと動産の総合保険といまして、まず賠償責任保険はドローン等が人とか物を壊してしまったとか、そういったものに対する補償になります。あと動産総合保険は、ドローンを飛ばしていたときに不時着したとかいうことでドローン自体が壊れてしまったといった場合に適用するような保険をかけていきたいということで補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） そしたら、町のほうでドローンを実際に飛ばして何がしかの作業をしている最中に建物に当たった、建物のほうを壊してしまった、ドローンも壊れてしまったといったときに、両方にしっかり保険が適用される。これ、例えばトレーニングでドローンを職員の方が飛ばしていた際に、どうしても飛んでいる物は落ちるんで、壊れるということは当たり前のように起きると認識しておいた上で必要かなと思うんですけれども、そういった場合でも保険適用対象なんですか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 先ほど議員ご指摘のあった動産の総合保険ですけれども、やはりいろいろな条件等もありますので、トレーニング等では、やはり必要な業務ということで適用になるとは聞いていますけれども、こういった状況でこういった保険が適用になるとするのは細かいところがあると思いますので、それはそのときそのとき保険会社と交渉しながら行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） やっぱりドローンなんていうのは、日常生活的に役場の職員で免許取った方も飛ばすものではないのかなというふうに思いますので、飛ばせば必ず落ちるんですよ。落ちれば100%壊れますので、実際に飛ばしていて落としてしまった、下田の消防署で実際にドローンを購入してその練習に使っていて落としてしまったというときのお話を聞くと、やっぱりコントロールしていた方は、税金で買ったものを飛ばしていて落としてしまった、訓練でしたというのをものすごくやっぱりプレッシャーに感じる場所があるよとい

うのを聞いたことがありますので、役場の方が飛ばしていて、練習で落としてしまった、次からはちょっと心配で飛ばしにくいよということがあったら本末転倒かなというふうに思う。飛ばして何ぼだと思えますので、特に災害時に映像をとという話になれば、若干風があったりとかというような状況でも、ある程度飛ばして見ておかないというような場面も出てこようかと思うんで、そういうのに備えであれば、常日頃から何か役場の周り、いつもドローン飛んでいるよね。この間あれ落ちていたよねと言われても胸張って飛ばしてもらえるぐらい、しっかりその辺は予算編成もしていただいて、当たり前で役場の周辺ドローンが飛んでいる、災害が起きればすぐ役場のドローン飛んでくるぐらいのつもりで対応して準備していただきたいなというふうに思います。お願いします。

○議長（上村和正君） ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第23号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第9、議案第24号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第24号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,014万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） それでは、議案第24号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

こちらの国民健康保険特別会計補正予算でございますが、主な提案理由といたしまして、医療費抑制を図るべく、人間ドック補助金の助成額増に伴う増額補正であります。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

8款繰越金120万円、1項繰越金同額でございます。

歳入合計120万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

5款保健事業費120万円、2項特定健康診査等事業費同額でございます。

歳出合計120万円でございます。

3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

8 款繰越金 1 項繰越金 2 目その他の繰越金 120 万円、1 節その他の繰越金 120 万円、その他の繰越金でございます。今回の補正財源でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

5 款保健事業費 2 項特定健康診査等事業費 1 目特定健康診査等事業費 120 万円、18 節負担金、補助及び交付金 120 万円、人間ドック受診事業補助金でございます。助成額増による増額でございます。

説明は以上になります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第 24 号 令和 4 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（上村和正君） 日程第10、議員派遣の件について議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（上村和正君） 日程第11、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） 先ほど、町長から議案第25号 令和4年度河津町スクールバス購入その1契約について及び議案第26号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

暫時休憩とします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第1、議案第25号 令和4年度河津町スクールバス購入その1契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第25号 令和4年度河津町スクールバス購入その1契約について。以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは、議案第25号 令和4年度河津町スクールバ

ス購入その1契約について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、スクールバスの購入に伴い購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案のほうになります。

議案第25号 令和4年度河津町スクールバス購入その1契約について。

令和4年度河津町スクールバス購入その1について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 令和4年度河津地用スクールバス購入その1。
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約。
- 3、契約金額 2,356万2,000円。
- 4、契約の相手方 賀茂郡松崎町道部80番地の2、株式会社伊豆バス代表取締役、一瀬英樹。

令和4年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

議案の内容について説明させていただきます。

今回購入予定のスクールバスは、令和5年4月に開校する河津小学校へ西小学校及び東小学校の生徒の通学方法を確保するため、スクールバスの運行を29人乗りマイクロバス3台、14人乗りマイクロバス1台で計画しているうちの29人乗りマイクロバス3台の購入契約となります。

次に、契約の方法でございますが、5月24日に指名競争入札を実施し、指名した3社のうち1社が辞退したため2社で入札を行い、落札者と5月30日に仮契約を締結しました。

次に、納入期限でございますが、令和5年1月20日を予定しております。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今回のスクールバス入札ということで3台ですか。この財源というの

は、基本的にはどこの補助金と、要は教育関係で買うのか。例えば過疎債のほうで動かすのか。そこら辺の振り分けと、スクールバスなんで、今後の公共交通の使い勝手もいろんな形で話をされているんで、例えば教育関係で買ったときに、どこら辺まで要は使っていいのか、そこら辺でちょっと事前に話が進んでいかないと、買い方にちょっと問題があるとまずいなというふうに考えて、今ちょっと質問させていただきます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） この備品購入の財源でございますが、当初予算の段階では10万円未満の端数以外は過疎債を予定しておりました。

しかしながら、文部科学省のへき地児童生徒援助費等補助金の交付の内定を4月28日に受けております。交付率はおおむね50%、上限が決まっているものもありますので、単価の、おおむね50%という形で今回内示をいただいております。

その中で内示された額は、ちょっと先ほど言った3台だけじゃなくて、14人乗りも込みで補助金の交付を申請した結果、中の内訳がないまま交付の内示が来ていますので、全体で補助金が1,284万円ほど来ることになっております。

今申した補助金の買った場合のバスの使用目的というのを、当然これ、統合するからという事で補助金を要求して内示が出ているところなんですけれども、義務教育の関係の補助金ということで、小学校と中学校には、今回は小学校で申請していますので小学校に使うのは当然いいと。中学校については、空いていれば使っても許可は要らないという形で内規があります。ですけれども、昨日の一般質問でも回答もしておりますが、幼稚園について、文部科学省の許可が得られれば運行しますと、私、このように回答させていただいているんですけれども、許可がやっぱり、そこは義務教育じゃないもんで、理由書をつけて文部科学省のほうに出して、認められなければならないということになっております。その辺を今から手続に入っていきたいと思う。まだこれも内示の段階ですので、交付決定してから、交付申請した後にその手続に入る予定となっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうしますと、この前から公共交通の話で、スクールバスが基本的に空いている時間、学校の送り迎え等を要は含めた中でスクールバスは運営されるわけなんですけれども、空いている時間に公共交通の要は運営の中で利用することもやぶさかではないよなんていうお話をちょっとされたかなというふうに思っていますので、そこら辺の感覚はどの

ように捉えればよろしいでしょうか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 住民利用の届出というのがありまして、条件があるんですけども、路線が廃止されたとかいろいろ理由をつけて、どこで判断するのか、ちょっと文部科学省側なんですけれども、結構いろんな理由を、何で必要なんですかというのを書類を整えて申請すると、向こうで、いいですよとか悪いですよという判断になります。

住民が使うことがまるっきりだめではありませんが、住民利用ができますかということ、今、Q&Aがここにあるんですけども、文部科学省に届け出た内容で向こうがいいよと言えばいいという条件が来ていますので、ちょっとこの辺の細かいところまで実際に初めてみないと分からないですけども、よそでは住民の利用しているところもあります。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、住民の利用については、理由を申請して、それが承認されればやぶさかではないよという。

ただ、ちょっと不鮮明なところがあるので、幼稚園のところは本当に1つのパターンとしては通園通学の部分、要はちゃんとした形で申請をしてお願いできればなというふうに思います。

それと、あと公共交通の話で、もしスクールバスが使えないよといったときに、要は町バスの運営がどのようになっていくのか、それもこれからの課題だと思いますので、そこら辺も含めて、補助金をもらうのが悪いわけじゃないんで、ただ、その網かけがやっぱりかかってくる部分がありますので、そこら辺はちょっと注意しながらやっていったほうがいいのかというふうに思います。

それと、あと2社の入札によるということでございましたけれども、伊豆バスを選定したということは、恐らく金額的な部分があったのかなというふうに思いますけれども、ここは修理だとかそういう部分についてはちゃんとした認可されている要は自動車会社なんですか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 修理の認可は、購入は別の話なもので、指名した業者のなぜ指名したかということについて説明させていただきます。

町のほうは、物品については一般競争入札をちょっと行ってない、システムの関係で行

っていません。全部指名競争入札となっております。

指名競争入札の中では、指名参加申請のある車両類に指名参加申請のある業者のうち、県内の事業者で、バスまたはマイクロバスの納入実績のあるものを指名させていただきました。それで3社で入札したという形になっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） それはそれで伊豆地区の賀茂郡の会社なので、それはやぶさかではないかなというふうに思いますけれども、そういうくくりの中から、今後、例えばバス、普通ごくと考えると、要は車を買うと、基本的には修理が発生するよとかそういう修理云々というのも維持管理の問題も一緒に出てくるみたい。そこら辺も含めて、何で遠くの松崎に行ったのかなという部分もちょっと、いかがなものかなというふうな部分もありまして質問をさせていただきました。そこら辺はどのように考えていますか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 先ほど申しました指名する業者の選定の中で、ほかの業者はみんな沼津とか静岡とかの業者です。それだけしかうちの町に指名参加が出ているところがなかったということで、一番近いところが落としたという形となります。

以上です。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第25号 令和4年度河津町スクールバス購入その1契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第2、議案第26号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第26号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、議案第26号について説明させていただきます。

本案は、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第26号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事請負契約について。

令和4年度道路メンテナンス事業荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事。

2、契約の方法 随意契約。

3、契約金額 金6,468万円。

4、契約の相手方 賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社代表取締役、土屋順一。

令和4年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

内容について説明をさせていただきます。

初景橋は、令和2年度に実施した5年に1度の橋梁の法定点検によりまして、5年以内の修繕が必要と判定されたため、令和3年度に実施設計を行いまして、今年度改修工事を行うものでございます。

次に、契約の方法でございますが、5月25日に一般競争入札を行いました。2回の入札でも落札者がおりませんでした。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び河津町入札事務取扱要領第4条の規定によりまして、翌26日に最低価格の入札者から見積書を徴し、見積り価格が予定価格に達したため、5月30日に仮契約を締結しました。

工期につきましては、令和5年3月17日を予定しております。

説明については以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 河川の橋の入札ということなので、一応これは入札なんだけれども、随意契約という、橋に対しての随意契約というのはどういう意味の随意契約になるんですか。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 2回入札、今、先ほど説明した中であつたんですが、最初は一般競争入札ということで入札をしたんですけれども、まず予定の価格に到達しない。そうすると落札ができません。それをまず2回行います。入札は2回までしかできないという形になっておりますので、その時点で入札のほうは不調となるんですけれども、そのときに、また規制というんですかね、決まりになっているんですが、そちらのものが5%以内、その価格の5%以内に入っている場合は、そこから見積書を取って、その見積書が予定価格を満足した場合は契約が随意契約としてできるというようなことがあります。

今回は、その随意契約の見積書を取ったときに達さない場合も、2回までそちらも取れるんですが、1回目の見積書で価格を満足したものですから、翌日の26日に見積書を取った中で契約という形になったという形でございます。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

では、これ6,400万ということで、財源的にはどのような分類に。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） これは、先ほどの冠になっているんですけども、道路メンテナンス事業ということで国庫補助のベースになっております。橋梁の点検は全て点検の実施設計なども、工事もそうなんですけれども、こちらの事業の中で国庫補助ベースで行うような形となっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 100%か。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 100%ではありません。大体約55%程度です。そちら、また交付決定によってあるんですけども、おおむね50から55%ぐらいのあたりに大体なるような補助率となっております。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、その半分は町のほうから要は出していくという、そういう解釈をしいいんですか。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それで補助残につきましては、恐らくこちらは起債がたしか充当できるはずですので、起債充当と。補助金と町の補助残分については起債充当で事業的に実施をしていくような事業になります。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、起債については、過疎債みたいなやつが使えたりするんですか。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 当初予算の中で申してありますが、過疎対策事業債を3,500万充当するという形になっております。ですので、国庫補助の金額等により、その金額等は少し変更するかもしれませんが、当初予算ベースでは3,500万の過疎債を充当するといった形の

財源構成となっているところでございます。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第26号 令和4年度道路メンテナンス事業町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和4年河津町議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年河津町議会第2回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和4年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第1号	令和3年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について	4. 6. 8	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度河津町一般会計補正予算 (第12号))	〃	承認
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例等の一部を改正する条例 について)	〃	〃
議案第20号	河津町交通安全対策基金条例の廃止 について	〃	原案可決
議案第21号	河津町特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例につい て	〃	〃
議案第22号	河津町職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第23号	令和4年度河津町一般会計補正予算 (第1号)	〃	〃
議案第24号	令和4年度河津町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中における所掌事務等の 調査の件	〃	〃
議案第25号	令和4年度河津町スクールバス購入そ の1契約について	〃	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第26号	令和4年度道路メンテナンス事業町道 荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修工事 請負契約について	4. 6. 8	原案可決